

# 広報 三の之

世界中で一番雲がきれいなところは、  
日本とナポリと本に書いていました。  
すてきな毎日のために1日1回は空  
を見上げてみませんか。

## もくじ

|               |    |              |    |
|---------------|----|--------------|----|
| 特集：住民参加       | 2  | 農業委員会だより     | 18 |
| 豊の国サッカー大使     | 11 | ブルーベリー       |    |
| 田舎暮らし・あたらしい生活 |    | 西日本一を目指して    | 19 |
|               | 12 | 図書館からのお知らせ   | 20 |
| 男女共同参画社会をめざして |    | お米の表示／交通安全   | 21 |
|               | 13 | まちの話題        | 22 |
| 教育だより         | 14 | くらしの情報       | 24 |
| 九重町職員募集要項     | 15 | 幸せになろうね／当番医  | 26 |
| 環境／こちら119番    | 16 | 歳時記／ふるさと再発見  | 27 |
| 保健・福祉         | 17 | 人の動き・ふれあいタイム | 28 |

# 特集

# みんなが 住民参加するまちづくり



◀ 町民が考える  
九重町づくり会議  
委員のみなさん



# 1

## 自分の町のこと 自分で決める。

自分でものを考える喜び、これは、誰もが感じる  
ことではないでしょうか。町も同じです。

ここ数年、地方分権という言葉をよく耳にしま  
す。これは、これまで国や県が持っていた事務を  
町に移すというだけでなく、町が抱えている問題  
を、自分たちの責任で解決する試みを認めるもの  
です。

市町村の問題解決能力やまちづくりの力が大き  
く試されることになりました。

やる気のある市町村とやる気のない市町村に差  
がでてくることになりました。住民のみなさんへの  
生活にも大きな影響がでてきます。

町には、課題が山積しています。たとえば、農  
業、福祉、環境、男女共同参画など。これらの課  
題をひとつずつ着実に解決していかなければなり  
ません。これには、住民のみなさんの協力が欠か  
せません。

計画を立てる段階から、住民のみなさんと考え、  
取り組んでいこう、というのが住民参加です。

一方的に「こういう風に決まりましたから、協  
力してください」では、たとえ、それが正しいも  
のであろうと、おもしろくない、と感じることも  
あるでしょう。それより計画を立てる段階から一  
緒に考えたものであれば、快く協力でき、よいま  
ちづくりになるのではないのでしょうか。

そして、実践の段階でも住民参加が大きな力に  
なります。



まちづくり委員に巻く  
住民参加



甲斐素純さん

甲斐さんは、「まちづくり委員」の代表です。

## ここに住んで良かったと心から思える町に

甲斐さんは、公募でまちづくり委員になりました。これからの町のあるべき姿、将来像を、住民や有識者と討論したかったのがきっかけでした。

甲斐さんは、これからも「歴史を大切に文化の町」であってほしいと願っています。そのためには、住民が自分たちの町の歴史に誇りを持つことが必要。そのためには、まず、郷土の歴史を知ることから始めなければならない、と考えています。

現代社会を見ると、物が豊かだと、誰もが感じるといいます。しかし、甲斐さんは、この豊かさにも限界があると感じています。その上で、これからは「心の時代」だと言います。

「住民一人一人が九重町に住んで良かったと心から思える町にしたい。そんな人が住む町であれば、この大自然とともに住民と会話したくて、ふれあいを求め訪れる人も増えてくると思うんですよ」

この町からの文化の発信もできると考えます。

「この町に埋もれている人材はたくさんあると思うんですよ。ご自身が退避して、なかなか外に出てこないけど、それに町の出身者や縁のあった人で、町のためにがんばってくれる人がたくさんいると思います。そういった人々を結びつけるネットワーク作りも必要だと思います。ここは九州の屋根ですが、『人脈』もここに集まり、幾重にも重なる『人脈』を構築したいですね」

## 住民参加で生まれる住民の責任感

住民参加については、要は住民が自分たちの意見を十分言える雰囲気を作ることがまず大事とした上で、自分たちの意見がまちづくりに反映されることがやる気を起こし、責任感を持つことにつながるのではないかと甲斐さんは考えます。

「上層部だけでなくいかにも決めてしまわないで、たとえ時間や手間がかかっても、かなりの部分を住民で決めてもらい、実行してもらうことが必要です。自分たちが決めたことは責任をもって行動することにつながります」とした上で「最初は、いくつかの案を出してその中からいいものを住民に決めてもらう方法がいいかもしれません。やがては、住民の方から案を出すようになるのではないのでしょうか」

## こいでいる自転車は、倒れない

まちづくりは、自転車にたとえられると、甲斐さんは考えます。

「大事なものは、継続性。自転車のように、こぎ続けなければ、倒れてしまいます。その自転車を主にこぐのは、住民です。行政だけでこぐのであれば、一輪車であり、長く走ることができませんし、だれでも参加できません。行政は、方向性を示すライトみたいな役割。自転車の輪は、まちづくりの輪、共通認識という輪でもあります。最初は、前輪が行政、後輪が住民かもしれませんが、やがて住民が前輪になってハンドルが切れればいいですね」

2

## 町は、国県と対等

戦後、日本は、見事な経済成長を遂げ、先進国の仲間入りをしました。経済成長の理由は、勤勉な国民性などがありますが、その一つが中央集権体制です。中央（政府）の強力な指導の下、県さらには末端の市町村までが、同じ政策を行うことにより、豊かな国づくりを推進してきました。中央集権体制は、その国が経済成長

を続けているときはうまくいっていると言われている。経済成長が緩やかになるに従い、中央集権システムの疲弊が見えてきました。国や地方の借金もふくらみ、今や天文学的な数字となつていきます。田舎の過疎化、農業の低迷は、ますます深刻化しています。明らかに、戦後作ってきた制度の建て直しが必要になってきました。そのときに出てきたのが、地方分権

です。国で行っている事業を地方や民間企業でできることは移そうという動きです。また、事業を移すだけでなく、もつと小さな単位で、自分の責任で決める、と考へ始めたのです。上下関係から脱却し、国・県・町が横一線に並んだ対等の関係を作ろうというものです。

注① 8月1日現在（地方を含む）日本全体の長期債務残高総額は791兆円。国民一人あたり633万円です。

## 町づくり会議とは

住民のみなさんが主役の開かれたまちづくりを行うため、平成12年に設置したものです。この会議では、町政に対する意見や提言を行うほか、町長からある事柄について意見を求められた場合には、審議をし、町長に答申する役割を持っています。

会議は、16名以内で構成され、うち6名以内を公募、10名以内を町長指名で選びます。専門的な事柄を審議する場合は、さらに専門知識を持つ人を会議に加えることも出来ます。

今年度は、公募6名、指名6名のみなさんが町づくり会議委員として活躍しています。

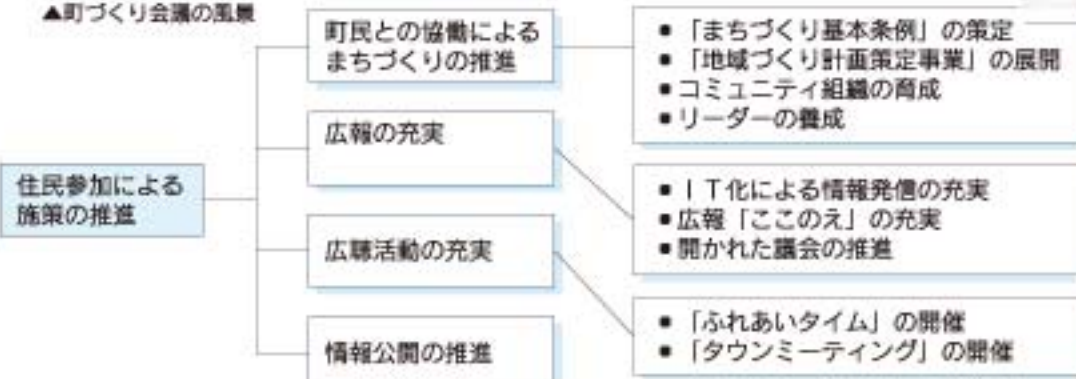
平成14年度「町民が考える九重町づくり会議委員」

この特集では「まちづくり委員」と表記しています。

江藤 重太さん (野 倉)  
笠原昭二郎さん (書曲3)  
日野 二恵さん (中 泉)  
佐藤 和敏さん (後野上)  
佐藤 美好さん (生 竜)  
甲斐 素純さん (川上1)  
関屋 典子さん (宝泉寺)  
小田原克也さん (引治2)  
佐藤憲一郎さん (川西3)  
森田喜久代さん (中央2)  
武石 豪さん (笠の口)  
木船 至樹さん (九重山)



▲町づくり会議の風景



## 町に求められている本来の力

国や県が決めたルールにのっとって、

与えられた仕事をこなすだけが町の仕事ではありません。住民の要望をくみ取り、その地域にあった政策を作る能力が本来、町に求められています。そのため、住民のみなさんからの声を聞くことや情報を集める能力が町に求められています。

ものを作るにしても何か材料が必要です。まちづくりも同じです。町についての正しい情報、これが大事なまちづくりのための材料です。九重町では、情報公開条例を平成12年に施行。町の情報（公文書）を請求する権利を保障し、住民参加のまちづくりを側面から支えるルールづくりをしました。

ただし、町の情報を単に公開するのであれば、住民のみなさんが積極的にまちづくりに参加するのは難しいと考えます。町の考え方や施策を積極的に住民のみなさんへ公開することが必要です。

九重町の第3次総合計画が完成しました。

この計画には、町の考え方や施策がたくさん詰まっています。この計画も住民のみなさんへ公開し、共有していくことはいうまでもありません。町が直面している問題についても住民のみなさんへお知らせしなければなりません。市町村合併についても、抱える問題点などを公開し、一緒に考えていくことが大事です。もちろん、この際に住民のみなさんへわかりやすく情報を伝える「説明責任」も町にはあります。

また、町長が直接みなさんとまちづくりについて語り合うふれあいタイム（毎月第2・第4土曜開催）を行ったり、行政区へ直接出向き語り合うタウンミーティングを行ったりしています。

平成12年には、町づくり会議〇を作りしました。ここでは、公募などで集まった住民のみなさんが、まちづくりについての話し合いをしたり、計画づくりをしたりしています。

## 総合計画の中の住民参加

先日作成された九重町第3次総合計画。この中にも住民参加がうたわれています。計画では、住民参加の推進として次のような体系を提案しています。



7ページ  
参照



まちづくり百問にきく  
住民参加



武石 豪さん

武石さんは、九重町の老人クラブなどで活躍中です。

## がまんのまちづくりの必要性

「自分の健康は自分で、を自覚して、老後を余生とは思わずに社会参加することによって生き甲斐を感じる明老快老の住む町であってほしいですね。」

特に健康問題に関心が深い武石さんは、こういった町であってほしいと考えています。

## 後方支援の大切さ

昭和ヒトケタ生まれの武石さん、まだまだ現役ですね、の問いかけに「昔の高齢者は、隠居というイメージがありましたが、まだまだ生産年齢です。社会の前線に出ていますよ」しかし、ただやみくもに出ていくのではなく、しっかりした土台が必要だと武石さんは考えます。高齢者ならではの経験の豊富さももちろんですが、新しい知識も取り入れなくてはならないと話します。

「前線に出るのも後方支援があつてのことです。後方支援は消極的にとらえられがちですが、違うんですね。いろいろ勉強しなければならないです。たとえば、料理や掃除、子どもの気持ちをとらえるには、どうすればいいのかなど。後方支援あつて社会の前線に出られるのですから、土台の力、というのを評価したいです。これから高齢者は、前線にも出るし、後方支援も積極的にすることが大切ですね。」

武石さんは、特に高齢者がふれあえる場を作りたいと考えています。そういった場に参加することにより、勉強もできるし、そこで学んだことが、まちづくりに活かせるのではないかと考えています。行政に対しては、そういった場づくりをしてもらいたいと話します「場を作って、といってもハコものを作って、というのではないです。その機会を作ってもらいたいのです。後の運営は私たちに任せてもらいたいと考えています」

今のまちづくりをみて武石さんは、こんな疑問を持っています。「行政は施策をしていく上で、住民の自立を阻害するようなことがあつてはならないと思います。善意のつもりでも、至れり尽くせりだと、がまんをする気持ちが薄れるんですね」

## がまんすることの大切さ

「私は、もっと、がまんするまちづくりも、これからは必要ではないか、と思うんですよ。『忍耐』ではなく『がまん』です。『忍耐』は、抑圧的で上から押さえつけられるイメージがあるけど、『がまん』は、自分も納得ですよ。」町も住民とよく話せば、たとえがまんで強いることになっても住民は納得できると思う、と話した上で、武石さんは、

「町ももっと住民と話し合う機会を作るべきですね。ふれあいタイムは好評ですが、陳情になりがちですね。本当は、町長と住民が一緒になってこれからのまちづくりを考える場のはずです。住民も意識改革が必要ではないかと思えます。」

高齢者でもできること、高齢者でなければできないこと、それぞれ役割がある。地域社会は、高齢者にどのような役割を求めると考える必要がある、と話す武石さん。九重町の3割以上は、高齢者のみなさんです。高齢者のみなさんがまちづくりの大きな力を担っているというのを改めて感じるお話でした。

4

## 住民のみなさんはどう変わるべきなのか？

国・県と町の新しい（対等な）関係は、役場と住民のみなさんの間にも言えます。

何か課題があつたとします。これまでは、この課題解決のために町へ要求するのが一般的でした。しかし、課題解決のためにこうしたらどうですか、と提案するケースが増えていきます。

今、「協働」という言葉が良く使われています。これは、あることを達成するため、2つ以上の団体が役割分担をしながら物事を進めていく、という意味です。行政と住民グループで役割分担をし、進めていく試みが各地で行われています。町の中の地方分権、といえるような実践が各地で始まっています。

もちろん、すべて住民参加で住民に任せればよいというものではありません。住民のみなさんと行政がお互いに信頼し合った上で、それぞれの分野で一生懸命やって、解決できない問題については、お互いに手を組み「協働」で解決する姿勢が大事なのです。

## 法律的にみても、これからは、市町村がおもしろい！

### ～新・地方自治法のなかの住民参加

憲法92条にこういったことが書いてあります。

「地方公共団体の組織および運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」

ここで大切なのが「地方自治の本旨」という言葉。

では、地方自治の本旨とはなんなのでしょう。

① 国から独立した（つまり対等な）地方公共団体が存在して、それに十分な自治権が保証されていること

② 各自治体では、住民主体の自治が行われなければならないとされています。

つまり「自立した地方が、住民みんなで身近な政治をすること」です。

市町村は、主に地方自治法という法律で運営されています。この法律は、憲法と同時に作られました。しかし、この法律、地方自治の本旨を十分に反映したものではありませんでした。いつの間にか国や県に頼る市町村になっていきました。確かに、戦争で破壊された国土を復興し、豊かな国を作るには、中央（国）の強力な指導で取り組む必要がありました。

国、県、（自立できない）市町村の持ちつ持たれつの関係がずっと続いていたのです。

1999年、もう一度、憲法の本質に戻り、本当の地方自治を作ろうと、50年ぶりに地方自治法が改正されました。

地方分権や、住民参加という言葉がよく聞かれるようになりました。

#### 住民投票

1996年、新潟県巻町で原子力発電所設置の是非を問う住民投票が行われました。特定の政策の是非を、直接住民に問う住民投票が日本で実施されたのは、これが初めてです。その後、住民投票は、原発問題にとどまらず、沖縄の米軍基地問題、産業廃棄物処分場の問題にも用いられてきました。最近では市町村合併問題に、この住民投票を活かそうという動きもあります。特定の問題について住民投票を行うことは、その問題について、賛成・反対の議論が活発になり、まちづくりの点では、大変効果的な面があります。ただし、日本は、住民の代表である議会を通じて意志決定を行う「間接民主主義」を制度化した国です。議会議決の結果が「直接民主主義」である住民投票と逆になるケースもでてきます。この「ねじれ現象」にどう対応するかが課題となっています。

地方自治法はどう変わったのでしょうか？

主なものをあげてみましょう。

① 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと明確化した。

② 国からの機関委任事務<sup>③</sup>をなくして、国と自治体を対等化した。また、国の関与を限定できる原則規定をもうけた。

③ 自治体が住民に「義務を課し、または権利を制限するには」条例による必要があり、条例に5万円以下の罰金を書けるようにした。

④ 議会を活性化するため、議員提案要件を定数の1/12以上とした。

このほか多くの改正点がありました。

自分の町のことは自分で責任を持って決めるまちづくりをこの法律が支えています。

国の政策と法解釈に頼るだけでなく、国の示す基準をふまへながらも住民から出る要望に対応した取り組みや条例（町の作る法律）づくりが求められています。

この際に、住民参加が必要となります。

市町村は、議会で条例・予算を議決する議会制民主主義の一方で、首長を直接選ぶ制度（首長公選制）を採用しています。これは、大きな意味を持っています。直接住民が政治に参加する権利を認めているのです。条例の制定や監査などの直接請求権も住民のみなさんは持っています。憲法にうたった「住民主体の自治の精神」がここに活かされています。

地方自治法が改正され、さらに住民の役割が高まりました。

何もかも行政に任せておけばよい時代は、終わっています。

「自立した地方が、住民みんなで身近な政治をする」

地方自治の実現をめざし、創意工夫のまちづくりが各地で始まっています。

住民にもっとも身近な市町村がおもしろい。

法律的にもこのことが言えます。

（参考図書：新 地方自治法 兼子仁著 岩波書店）

③ 機関委任事務 明治以来、国が地方自治体を下部機関と見なし、国の事務を一方的に代行させた制度。地方分権一括法で廃止され、廃止後は「自治事務」と「法定委託事務」に振り分けられた。（imidas2001より）

# 5 各地で住民が動き出した。

住民参加のまちづくり、全国の市町村で始まっています。

住民参加をするにしても経験や予算がない、と消極的になることも考えられます。しかし、こういった姿勢も制度を作れば大きく変わることがあります。それが「まちづくり条例」です。

まちづくり条例は、住民参加のまちづくりのため、果たすべき役割や、ルールを文章化したものです。今回、愛知県大府市のまちづくり条例（案）をみなさんにご覧いただきます。この町のまちづくり条例は、住民・町・議会の果たすべき役割などがコンパクトにしっかりとまとめられています。どの町を見てもまちづくりの中心は、そこに暮らす普通の人々です。

まちづくりは、一部の人たちだけでするものではありません。参加しているのも若者だけでなく、高齢者もたくさんです。むしろ高齢者が積極的に参加しているケースが多いくらいです。

みなさんも、身の回りを見渡すと、こうしたいいなあ、ということが必ずあると思います。まずはそれを伝えることからまちづくりを始めようではないでしょうか。一人でするより何人かでする方が、うまくいくときは、グループを作るのもいいと思います。広報の先月号でNPO（特定非営利活動）法人を取り上げました。NPOは、いろいろな問題を解決するため、同じ思いを持った人たちがグループを組み、法人格を持つことができるようにしたものです。

もちろん、NPO法人も特別な人たちがしているわけではありません。みなさんと同じ感覚を持った普通の人たちなのです。

## まちづくり基本条例

まちづくり基本条例とは、まちづくりのために必要な情報の共有や透明性の確保、住民参加などの基本的なことを定めた条例です。住民参加のまちづくりの気運が各地で高まっており、まちづくり基本条例を制定する市町村も増えていきます。

具体的な例を見てみましょう。愛知県大府市。九里町より少し多い人口2万人の町です。この町では、まちづくりのキーワードを「協働」「自助・互助」「情報の共有」としており、これを実践するため「まちづくり基本条例」を作る作業を進めています。

### 町と町民によるまちづくり基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、まちづくりにおける町と町民の役割を明らかにするとともに町民一人ひとりが等しくまちづくりに取り組むことによって、自治のまち「大府市」を創りあげることが目的とする。

（基本理念）

第2条 大府市のまちづくりは、町と町民が、互いの果たすべき役割と責任を自覚し助け合うと同時に、知恵を出し合うという協働の理念のもとに行う。

2 大府市のまちづくりは、自然、環境、男女、様々な民族が共生するという理念のもとに行うものとする。

3 大府市のまちづくりは、伝統文化と創造する文化との調和の理念のもとに行うものとする。

（用語の定義）

第3条 この条例において協働とは、町と町民がそれぞれ果たす役割を自覚し、互いに補完し、協力することをいう。

2 この条例において共生とは、町と町民がまちづくりという共通の課題に取り組むことから生まれる夢や生きがいを共有することをいう。

（町民の役割）

第4条 まちづくりの主体である町民は、自らがよりよい町を創るため考え、話し合い、行動するものとする。

2 町民は、まちづくりに対する希望、要望、提案、意見等を積極的に表明するよう努めるものとする。

（町の役割）

第5条 町は、まちづくりをするために必要な情報を公開し、さらに町民からの意見等を積極的に取り入れるものとする。

2 町は、あらゆる場面において町民がまちづくりに参加する機会を提供するよう努めるものとする。

（町議会の役割）

第6条 議会は、まちづくりに関して、町民との共通の意識を持って審査し、公正な判断をするよう努めるものとする。

（財政の運営）

第7条 町長は、町の自立を実現するために、大府市の特性を考慮し、法律の定める範囲内で必要な財源を確保するとともに、効率的で適正な運営に努めるものとする。

2 町長は、町民が町の財政状況を常に把握できるよう情報の提供に努めるものとする。

（住民投票の実施）

第8条 町長は、財政運営上、町民に直接意思を問う必要があると認められる事象が発生した場合、住民投票を実施することができる。

2 町民、町長、町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 前項の住民投票の実施に関し必要な事項については、別に条例で定める。

（会議の公開）

第9条 町の執行機関に置く付属機関の会議は、原則として公開するよう努めるものとする。

（委員の公募）

第10条 前条に規定する付属機関の委員を任命する場合は、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

（その他）

第11条 その他条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

まちづくり条例に関する取材協力

愛知県大府市大府町・政策調整課秘書グループ

大府市役所ホームページ

<http://www.town.oguchi.aichi.jp/index.html>

まちづくり条例については、様々なタイプがあります。住民参加のルールを定めたタイプのほかに、自然環境や土地利用計画、福祉について定めたものもあります。今回は、住民参加という視点から、大府市のまちづくり条例を紹介しました。



まちづくり委員に書く  
住民参加



木船至樹さん

### そこに住む人が見えるまちづくり

木船さんは、福岡市での出版会社勤務、フリーライターなどを経験後、4年前に九重町へ引っ越し、今は飯田高原でレザー

クラフトの店を開いています。木船さんの作るシンプルでしっかりした作りの革製品、じわじわと郡内にもファンが広がっています。ライター時代の取材などを通して、以前から九重町に縁が深く、この町以外に住む場所は考えていなかったそうです。

「この町に暖かく迎えられたので、(恩返しの意味も含めて)まちづくりに力を注ぎたいと思いました。なにより、自分の町を自分で作りたんです。この町が大好きだし、これからもずっと住むつもりですから」とまちづくり委員を快く引き受けてくれました。

#### この町には「人の顔」があります

木船さんのテーマは、「都会」「田舎」という二元論(ものごとを対立する二つの要素でとらえること)にとらわれないこと。九重町からも情報発信していきたいですね、と木船さんは話します。特に「自然」だけに頼らない「住民」を前面に出した町の表情を伝えたいそうです。

「グリーンツーリズムもそうだけど、町を訪れるとき、その土地の自然や観光地だけでなく、人を見るのだと思います。だから、人の顔、それも日常の表情が見えなくなった町は、訪れる人が少なくなるのではないかな、と思います。九重町を見たとき、(雄大な自然などの)非日常に頼りすぎていないかなあ、と思うんですよ。日常(そこに住む人や、ありふれた自然)のおもしろさ、当たり前のことの楽しさを再発見することも必要ですね。この町にはそういった『人の顔』があるのに、あまり前面に出ていない。もったいないなあ、と思います。」

行政は、そこに住む人に目を向け、もっとクローズアップしたらいいのでは、木船さんは考えます。

「お互いの顔が見える場所で一緒に話し、考えてほしいと思います。ただし、行政が前面に出るのではなく、民間の会社やグループの連携をしたり、ネットワークを作ったりしながら進むべき方向への環境整備の役割を持ってほしいです。」

#### もっと若い人の意見を聞いてほしい、若者ももっと意見を!

まちづくりを行っていく上で、若い人の意見を聞くことも、もちろん必要です。しかし、行政区を通じた意見集約だけでは、なかなか活かせないので、もっとほかの方法で多方面の意見を聞く場も作った方がいいのでは、と話します。木船さんがこちらに引っ越してきたばかりの頃、育児サークルに参加したそうです。そこで会う若いお母さんたちの意識の高さに驚いた、と話します。

「たとえば若いお母さんたちの意見を聞く場が少ないのではないかな、と思います。母親が町の将来に夢を持つことが出来ないとしたら、子どもたちの流出は止まらないんじゃないかなあ、と思います。」

木船さんは、若い頃、バックパッカー<sup>①</sup>でアジア各国を放浪した経験があります。そこで、培った目は、今の店に活かされています。店には、レザークラフトのほか、フェアトレード<sup>②</sup>による多くのアジア雑貨が並べられています。「大切なことはたくさんあるけど、こういった品物を通じてアジアのことを知ってもらいたくて」と話す木船さん。決して多くの人々が目を向けるとは言えない、しかし大事な情報を伝える役割を自らに課しているようにも見えます。そしてお互いの顔が見えるものの売り方。ゆっくりと会話を楽しみながら商品を選んでもらうことを大切にする姿勢、そこにも町のあるべき姿が見えました。



## 呼吸する町

今、成長から継続可能な社会へ変わることが求められています。できるだけ今あるものを大事に、環境と共存しながら穏やかな成長をしていこうというものです。

現在は情報の時代といわれています。これまで、受ける情報量が少ないことで田舎は不利だと言われてきました。しかし、今、インターネットなどにより都市と田舎の情報格差は、なくなつたと言われています。必要なのは、

は、それぞれの情報に対する姿勢です。インターネットもそうですが、必要な情報も巷にあふれています。

住む場所ではなく、自分にとって必要な情報は何か、見極める姿勢が大事です。

地球の歴史からすると、ほんの瞬間のうちに地球の環境は、取り返しのつかないほど破壊されてしまいました。21世紀は環境と農業の世紀とも言われています。九重町にはまだ豊かな自然が残されています。田舎生活をしたい、とこの町へ移住してくる人たちも増え

ています。

21世紀は、九重町のような田舎の時代、とも言えます。こういったとき、田舎は、外に對して閉じるのではなく、交流を続けることが大事です。呼吸と同じです。吸うだけでは息苦しくなります。これまでのように、情報を受けるだけでなく、発信することもできるはずです。幸い、インターネットをはじめとした技術はそれを可能にしています。最新技術との融合が、これからの田舎生活のキーワードなのかもしれません。

① バックパッカー

最小限の荷物を背負い、自由な旅をする人。少ない資金で観光客の少ないところにも行く。

② フェアトレード～公正貿易。途上国(生産者)には、環境保護と正当な利益を保障し、消費者には手間と時間をかけて手作りされた、その国独自の品物を提供すること。



エコメンバーにも  
属しました。住民参加



矢野正美さん

元気の素は？と聞くと「好奇心かなあ」と笑っていました。

### 人もモノも地産地消で

矢野正美さんは、エコメンバーのほか、商工会女性部会長、女性会議副会長としても活躍しています。きっかけは、6年前。商工婦人部の研修で、浅草で活躍するおかみさんの講演を聞いて。これからのまちづくりは女性から、という話を聞き、女性もがんばらなければと思ったそうです。以来、湯坪温泉でおかみの会を結成し、まちづくりに取り組んでいます。

#### 九重町には、素晴らしい場所、モノ、人がたくさん

「これまでいろいろ考えてきたけど、やっぱり自然が原点ですね。人々の癒しの場所になってもらいたいです」

九重町にどういった町であってほしいですか、の質問に矢野さんはこう答えます。「でも、自分たちを含め、地元のことを知らないんですよ。九重町には、素晴らしい場所、モノ、そして人がたくさんいるんですけどね」

矢野さん自身も活動を始めるまでは、九重町のことをあまり知らなかったそうです。この6年間は、矢野さんにとって、挑戦とともに驚きの日々だったようです。同じようなことが行政にも言えるのかもしれませんが、矢野さんもそこを指摘します。

「行政も、もっと住民の一人一人、場所を知り、そのすばらしさを考え直してほしいです。地元の人同士もお互いを知らない。ものすごく残念だと思うんですよ。そのために出会いの場所を作ってもらいたいです。そこで情報も行き交うと思います。」

#### コミュニティの大切さ

矢野さんは、環境問題にも大変興味を持っており、九重町が生活環境条例を作ったときも参加しました。「それまで、何気なくしていたことも環境を汚しているんだなあと思いました。」

そのときの体験で改めて感じたのがコミュニティ（地域社会、共同体）の大切さ。「環境問題で言うと、無駄になっていることは、少しずつでもなくすべきとみんな気づいているんですよ。でもどうして良いのか見えていない。それを見えるようにし、行動していくことが必要です。一人でもできますが、地域で話し合ったり、同じ気持ちを持った人たちがグループになり行動したりすることが大切です。」と矢野さんは話します。その上で、行政と連携していく。こういった仕組みは、まちづくりをしていく上でとても意義のあることです。これからの住民参加のまちづくりでは、その意義が増えています。

これをすすめるため、矢野さんが次のことを行政に望みます。

- ①「グループを引っ張って行くにもリーダーが必要なので、リーダーを育ててほしい」
- ②「グループ自体のアピールも大切なので、グループの人々をもっとアピールしてほしい」

その上で、グループやコミュニティにいかにか任せられるかがポイントだと矢野さんは考えます。

「行政には、住民が思ったときにすぐに行動に移せる姿勢が大切ですけど、お膳立てしすぎないことです。もっと住民の声を聞く必要があると思います。地元の人たちの中でいい人材はたくさんいますし、もっと住民を信用して任せるといいんじゃないかと思っています。住民だけでなく、行政も、地元の人、モノのすばらしさを知れば、住民を信用するのではと思います」

今、矢野さんが、強い関心を持っているのが、地産地消運動。「人もモノも地産地消で」矢野さんと話をしていると、そんな言葉が浮かんできました。

## エコメンバーの集い

大分県でも県民のみなさんの提言や意見要望などを聞くための取り組みを行っています。農の国づくり・エコライン事業です。この事業は、エコメンバーを選び、ハガキなどによる県への提言や知事との懇談会などを行うものです。

このエコメンバー、九重町からは、6名が選ばれています。5月31日、玖珠郡のエコメンバーの

集いが、玖珠九重地方振興局で行われました。

この日の集いでは、まず、各分野の現状と課題が説明された後、意見交換が行われました。

エコメンバーからは、冬場の雪対策や、農産物の生産地表示、教育、地産地消（地元の食材を地元で消費すること）など様々な意見が交わされました。



### 県政ふれあいバス参加者募集

あなたもエコメンバー（県政モニター）と一緒に見学しませんか。例年、好評で、「個人ではなかなかいけないので、いい機会になった」などの声が寄せられています。

日時：10月25日（金）9：00～16：00

見学先：大分スポーツ公園「ビックアイ」、

大分県議会、防災センターなど

参加料：無料（昼食代は自己負担です）

集合場所：九重町役場玄関前

募集人員：30名

（玖珠郡内にお住まいの20歳以上の方）

参加希望多数の場合は抽選になります。

応募方法：往復はがきに「県政ふれあいバス参加希望」と書いて、住所・氏名・電話番号を記入の上、ご応募ください。

応募期限：10月4日（金）当日消印有効

応募・お問い合わせ先

〒879-4413 玖珠町塚越137-1

大分県玖珠九重地方振興局 総務課

TEL 2-0260

住民参加のまちづくり、課題はたくさん残っています。町が抱えるひとつのテーマを、行政と住民のみなさんが一緒に解決していく（協働）とき、どのようにしていくのか、仕組みがまだできていません。具体的には、住民のみなさんの活動に対して行政は、どのようなバックアップをすればいいのか、結論が出ていません。

また、住民のみなさんの、一時的ではない力を引き出し、それを次の行動につなげていくものをいかに引き出すかも課題です。町は、さまざまな分野のまちづくり計画を作っています。計画を作る段階での住民参加は、ずいぶんと進んでいます。まだ十分とは言えません。

そして何よりも大きな課題。それは、行政と住民のみなさんの意識改革です。こんなことは行政や各団体に任せておけばいい、と思っている人が多いのではないのでしょうか。住民のみなさんの価値観は、多様化しています。このため「してもらいたいこと」も多様化しており、これまでの行政などの画一的なサービス提供ではとうていまかなえないのです。その時に住民のみなさんが力を合わせ、取り組むことは、とても価値があるのです。

「住民のみなさんが力を合わせることをどうやって行政がバックアップするかはこれから考えていかなければなりません。まずは、ちょっとしたことからでもいいですから、まちづくりに参加してみませんか。」

ある人が、きれいな町並みを作りたいと、庭に花を植えたと思います。それを見た近所の人も、気持ちに共感し、花を植えるはじめ、やがてその行動が町全体に広がっていく。まちづくりって、こういったことではないでしょうか。

この気持ち、流れを行政に活かしていくこと、住民参加が目指すものは、そこにあると思います。

## ●住民グループとの協働 (大阪での取り組み)

大阪府では、住民グループとの協働を行うため、マニュアルを作っています。

その大まかな流れは、次のとおりです。

1. 行政側は、住民に向けて、現在抱えている問題点や解決すべきことを提示（問題解決のための事業募集）する。この場合、提示するのは、大まかなこととし、事業展開に住民グループの創意工夫が活かされるよう考慮する。  
なお、事業を実施していく中で、提示課題を検討する段階から、住民グループ等との検討委員会を設ける。
2. 住民グループが、その問題を解決するための具体的な施策を行政へ提案する。  
なお、具体的な施策を検討する際には、行政は積極的な資料提供を住民グループ等に行うものとする。
3. 行政及び住民グループによる公開コンペ等を行い、住民グループが提案した施策を審査する。
4. 行政側は、審査により、任意の住民グループに対し事業の委託もしくは、補助を行う。
5. 事業終了後、行政、住民グループ等により事業効果の検討会を行い、今後へつなげる。

## 市町村合併と住民参加

住民のみなさんが本当に住んで良かったと思える町にするため、町の基礎体力をつけるのが市町村合併の一番のねらいです。

合併をしたとしたら、それを機会に、新しいまちづくりについて、住民と行政が一体になり考えていかなければなりません。ただ単に町が一緒になっただけでは、良い町はできません。それぞれの町でできなかったことが、合併後に自動的にできるわけではありません。まちづくりの絶好のチャンスととらえ、相当なエネルギーを注ぐ覚悟がいります。

そのためには、行政だけでなく、住民のみなさんの力（住民参加）が必要です。町の活力を生むのは住民のみなさんです。それぞれの町が持っていた活力を合併後の市町村にも活かさなければなりません。

市町村合併を選んだとき、町の規模が大きくなったゆえのデメリットが出てきます。このとき大切なのは、地域の問題について、住民同士で合意形成し取り組む姿勢、自治能力の充実です。

地域が元気でないと、いくら合併しても町は元気になりません。規模が大きくなると、なおさらです。

住民参加のまちづくり、市町村合併をしたとしても決して無駄になることはありません。むしろ、その価値を増すのではないのでしょうか。



# 豊の国サッカー大使

豊の国サッカー大使は、今回のワールドカップを契機に大分県が設置したものです。

九重町からは、日野武さん（北恵良1）が任命されました。今後、サッカーをはじめとしたスポーツ振興のための活動に取り組んでいただくことになります。

なお、日野さんは、ビッグアイで行われた、ワールドカップを観戦、そのレポートをいただきました。



## 日野武さんのレポート



今回、2002年のW杯大分大会に九重町を代表して「豊の国サッカー大使」として参加し、「日本で開催された」と言うより「大分で開催できた!!」と言うことがどんなに意義があったか言い表せない程の価値があったと思います。

地方の時代、ローカル外交とか、地方を持ち上げる言葉はずいぶん前からありましたが、地方分権を唱える現在でも中央から地方を見る目は余り変わっていないと思います。

しかし、大分がW杯を誘致し、整備、開催、運営をし、成功裏に終わる事ができた事は、スポーツ、サッカーだけにとどまらず、文化や人材育成の面からも有形、無形の両面で力、活力として大分の地に残ったのではないのでしょうか。

地方分権となり、行革の言葉だけが先に行く時代、その力ギを握る「住民とともに考えるトップと人材育成」において、このW杯の成功が残したものはとても大きいと思います。

何一つ、自分たちの力を信じられる経験のない中、これから生き抜いていくために創造し、企画、行動していくための力として、自信となったのではないのでしょうか。

これからの施設の利用方法などの問題点があるにせよ、マイナス面の指摘だけでなく、プラス面をどう生かしていくか、使い方によっては素晴らしい施設であると思います。

又、私たちの町、九重町にも同様の施設、素晴らしい景観を持つ観光地があり、温泉もたくさんあります。

ただ、それを使いこなす人間がいるかどうかは、これからです。W杯という一大イベントを成功させた力、その真意を町民に伝え、地域を発展させていこうと思います。

最後になりましたが、素晴らしい体験をありがとうございました。この感動を胸に、我が町、九重町の発展に頑張っていこうと思います。

豊の国サッカー大使 日野 武

## 市町村合併を考える勉強会

～市町村合併情報の出前を始めます～

市町村合併についての議論が活発になってきています。

行政区懇談会では、多くのみなさんに参加いただき、議論いただきましたが、参加していない方からも合併問題について知りたい、話したいという声が出ました。

このため、みなさんのところへ出向き、一緒にお話しする勉強会を始めます。グループやサークルなど、5名以上の集まりにお伺いし、市町村合併問題についてお話しします。

希望されるグループ等は、役場企画調整課（☎ 6-3807）までご連絡ください。



行政区懇談会の対話から

## どうなる？市町村合併

Q1 行政区懇談会の結果はどのようにしてわたしたちの知らせてくれるのですか？

合併のパターンが決まったら、また懇談会をする計画がありますか？

A（町長） 今回の行政区懇談会については、122会場2085人の町民の方々と意見交換ができました。先のタウンミーティングの参加者の668人を合わせると2753人になります。（世帯一人の参加で換算すると70%強の出席率になります。）ご協力に感謝します。この結果は、現在まとめているので、近日中に広報でお知らせしたいと思います。またこの結果は議会や区長会にも報告をして、今後の方針についてご意見を戴きます。各委員や各種団体の代表の方々についても一度お集まりを願い、方針決定に向けた意見交換を行う必要があります。合併のパターンが決まれば、合併のパターンによる行財政計画や町の将来ビジョンをお知らせする必要があります。どのようなかたちで報告会を開くかはまだ決まっていますが、何らかのかたちで町民のみなさんの理解を戴く場を設定するつもりです。広報「このこえ」でも可能な限り合併情報をお伝えできるよう連載を続けますので是非これからも忘れずに購読をお願いします。

## 田舎暮らし・ あたらしい生活

### 戸高 晋輔 さん



今回は、九重町に移住して家具づくりをしている戸高晋輔さん（拓郷）を訪ねました。拓郷地区の入り口にある戸高さんの工房は、以前集会所に使われていたものを買い受け、改造したものです。工房にはいると、すっきりとした木の香りが漂っていました。

戸高さんは、雑木（桜、楓、栲など）を使い、テーブルやイス、タンスなどの家具を作っています。使いやすさに徹したとき、そこに生まれる機能美、戸高さんの家具は、その言葉がふさわしいといえます。

「立木を見ると、切るのはもったいないです。それを切って使っているのですから、無駄なく大事に使わなければいけません。今後は、栗材を使ってみたい」と戸高さんは話します。

奥さんの朋子さんは、福岡県出身。瀬布院町で木の器づくりの仕事に5年間携わってきました。

戸高さんは、津久見市出身で、北海道の木材加工メーカーなどを経て、6年前に玖珠町へ移住。九重町へは、2年前から移住しています。

「九重町に決めたのは偶然ですね。でも住み心地はとてもいいですよ。九重町って福岡や大分にほどほど近い。この『ほどほど』がいいですね。こちらに来るお客さんにもついでに観光を楽しんでもらったりしています。」

集落の人たちも楽しそうにやっているのいい、と戸高さんは話します。

「近所の人も良くしてくれます。すごく好意的なんですよ。感謝しています。」

戸高さんは、田舎と都会、どちらが好きで、どちらかが嫌いというのではない、どちらもいいところがあると言います。都会では、お客さんが近いし、いろいろな情報が簡単に入手できる。一方、田舎は、広い場所が確保できるし、音を気にせず、思う存分家具づくりができる。

しかし、都会にいて情報が簡単に手に入る状況が一概に良いとは言えない、と戸高さんは話します。

「田舎にいて、新しい情報が新鮮にうつるんですよ。たまに町（都会）に行くからいいんですよ。町は、情報過多じゃないですか。結局何も選べず、ということが多いです。やがてその刺激に慣れてしまい、何となく居心地が良くて、上を見ればきりがなく、何となく今あるところに安住してしまうというか、埋没してしまいがちです。自分というのが等身大でない気がするんですね。本当の意味での充実感がない気がします。でも田舎だと、周りに情報がないだけ、情報に対して積極的になるんですよ。人も等身大でいれる、というか……。反対に田舎から情報を発信していくことの努力しなければならない、と思っています」

田舎に住んでしみじみ良かったなあ、ということはありませんか、と質問をすると、しばらく考えたあと、「しみじみというのはないけど、その時その時、たとえば、あつ雪が降った、とか夕焼けが見えなくて残念とか、大きなカエルがいた、とかそういう楽しみ方ができるのいいですね」

戸高さんの言うこの楽しみ、ある作家の言う「人生における小さいけれど確実な幸福（確小幸）」の一つではなのかもしれません。

最後に、戸高さんに何か得意料理はありますか？と聞いてみると、「カレーです」。すかさず朋子さんが「それしか作りませんけど」と笑っていました。

「津久見出身のせいもあり、田舎にきたぞーという気負いはないです」という戸高さん。とても気軽に親しみやすい感じが、工房全体にあふれていました。



## 国と水と大地のまつり

訪れるみなさんに地球環境について考えてもらい、それを通じ田舎暮らしのすばらしさを感じてもらおうと7月20日、九重町飯田高原で、「国と水と大地のまつり」が行われました。九重町に移住してきたみなさんの手により行われたもので、今年初の試みです。会場では、太陽光や風力発電の実演やアコースティックコンサートのほか、天然酵母のパンやアジア屋台など様々な出店がありました。当日は、ときおり雨の降るあいにくの天気でしたが、県内外から、多くの人でにぎわっていました。「雨が降っても、地球の上に住んでいるから大丈夫」という声も。

会場は、平和的（ピースフル）な雰囲気にあふれていました。



# 男女共同参画社会をめざして

## 九重町女性会議総会

九重町女性会議の平成14年度総会が、6月27日、役場301会議室で行われました。

この会議は、男女が性別に関わりなく、対等な立場で能力を発揮できる社会を実現するため、様々な活動を行っています。平成13年度は、講座開催やリーダー研修、大分県豊の船参加（行き先：韓国）を行いました。平成14年度も「女性が輝く地域セミナー」と題した講座を開催するなどの活動を行っていきます。



講演 「男女で築くいきいき九重町」 より  
講師 熊本県立大学総合管理学部教授  
石橋 敏郎 さん

### 今女性にとって何が問題なのか、わかっていない女性が多い

九重町は、人口が11,000人いますが、その半分以上が女性と聞いています。女性の力を惜みない九重町はやっていけないのです。そんな当たり前のことをわかっていない人が多い。おまけに女性の中から「女が出しゃばるのは良くない。男を立てなければいけない」という声が出てくる。これは九重町にとって大きな損失なのではないでしょうか。女性の参画を考える上で、何が問題なのか、それさえがわかっていない女性が多いのではないのでしょうか。

### 農業は嫌われている

私は、農村が抱える問題についての講演もするのですが、農家にお嫁さんが来ない、これにものすごく心を痛めています。しかし、農業が嫌われているんじゃないですね。農家の持ってきた古い体質が若い女性から嫌われているんです。農家に嫁いだ女性、これまで農業、家事、時には介護と、本当にたくさんとっていますよ。それでも、辛せとあきらめの満足をしていた。不満があっても文句も言わずに黙々と家事・育児をこなすのが「いい嫁」と言いつけてきた。これは問題だと思います。

家事・育児を分担したら農業ほどすばらしいものはないと思います。これからは、女性はもっと自己主張すべきだと思います。そして古い体質を変えていかなければならないと思います。

### 団体の役員をすると、同意がうまくいく

趣味のグループはやたらと増えています。婦人会などの女性の組織が危機的状況にあります。自分の経済のことしか考えないで、地域のことを考えない。組織があったとしても役員のなり手がありません。この問題を違った視点から見てみたいと思います。親と

## 女性が輝く地域セミナー講座の開催予定

いずれも受講料は無料です。どなたでもお気軽に参加ください。

会場：九重町役場 3階 301会議室

| 講座予定日                   | 講座内容                                              | 講師                                            |
|-------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 8月23日（金）<br>19:30~21:30 | 「男女共同参画社会は九重の未来の希望」<br>男女がともに生きると言うことは町の未来が見えてきます | （有）久住さやか<br>久住町立美術館長<br>加藤千明さん                |
| 9月6日（金）<br>19:30~21:30  | 「若くきれいなステップアップ講座」<br>昨年のセミナー参加者のリクエストに答えて         | 東九州女子短期大学<br>教授<br>松田順子さん                     |
| 9月25日（水）<br>13:30~16:00 | 「くらしのアドバイス」<br>私たちが口にしてる食品を講演と実験で確かめてみませんか        | 大分県消費生活センター職員<br>曾根聡子さん<br>工藤佳子さん<br>*実験もあります |

若干変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

当日は、熊本県立大学教授の石橋敏郎さんの講演もありました。「ちょっと、これはきつかなあ」ということも、すんなり聞ける石橋さんの熊本弁を交えたユーモラスな講演は、会場に大きな笑いと共感を呼んでいました。

同意している人が多いですが、なかなかうまくいくことはありません。人間一人一人の性格が違うから当たり前です。うまくいく秘訣が一つだけあります。顔をなるべく合わせないこと。外に出る機会の多い人は家族関係もうまくいっていいですね。だから、どんどん外に出ましょう。同意がうまくいっていいのは団体の役員を考えると考え直すと、良いんじゃないでしょうか。おまけに留守をあずかる夫の自立心も高まります。

### 介護は女性だけの仕事ではありません

これから高齢者が増えてきて、介護が大きな問題になります。介護保険が始まっていますが、これは、非常に良い制度だと思います。しかし、使うのをためらう人もけっこういます。近所の噂、世間体が気になる人が多いんです。「あそこは、嫁がいるのにヘルパーさんがきている。どうしてじゃろうか」とかよけいなことという人がいるんですよ。

介護は、どんどん人（介護保険）に任せて、外に出ましょう。まず、女性の意識が変わらないと介護保険は良くなりません。

### 男だから、女だからと決めつけるのはやめよう。自分と人の違いを認めるのが大人

男だから、女だからと決めてかかること、非常に多いですね。人それぞれに個性があります。

女性に対して自分の好みを押しつける人も多いですね。そういった人は、子どもですよ。

自分の生き方だけが正しいと思わず、他人の生き方を認めなければなりません。それが大人の証です。正しい分別ができるようにするには、勉強しなければなりません。

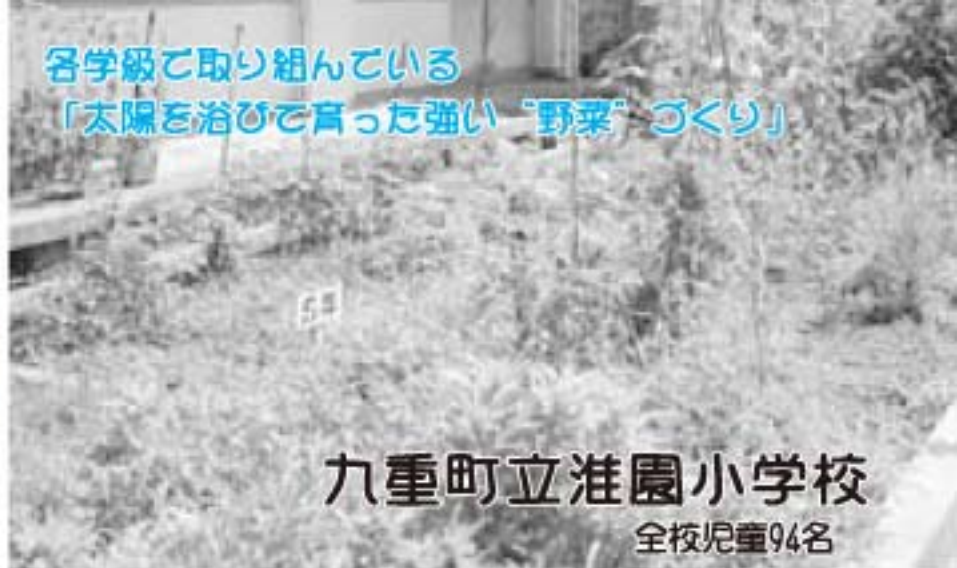
### 家庭の外に目を向けよう。一生勉強する気持ちを持つ

21世紀の男性・女性に求められるもの、それは、家庭の外（社会）に目を向け、一生勉強する気持ちを持つことです。

勉強する奥さんを旦那さんは、喜んで出すべきです。どこに行こうがいらん世話。スタートは、勉強です。九重町は、すごいぞ、男と女が仲良くやっているぞという町になることを願っています。



各学級で取り組んでいる  
「太陽を浴びて育った強い「野菜」づくり」



九重町立淮園小学校

全校児童94名

## 「太陽を浴びて育った強い「アワ・キビ」を学校給食に」 を合い言葉に取り組む活動を紹介します。

今年度、「おおいた農産物地場消費拡大推進事業（学校給食利用促進事業）」県指定を受けました。しかし、この事業で、どんなことをしたらいいのだろうかと思ひ、町農林課に聞くと、「淮園でつくり、とれたものを給食の食材につかい食べることを通して学習していただけたら。」とのアドバイスをいただきました。

そこで、本校のPTAの方々や地域の方々の手で整備された「学校農園」を活用して「何かできないか」ということになりました。

まずは、5～6月中旬「学校農園」の準備・施肥作業

- ① 畑周りの草刈り
- ② 元肥施肥
- ③ 耕うん3～4回……小型管理機で

次に、「何を育てるか」……先ず「アワ・キビ」を給食の食材ということで「少しでも多くの人に食して欲しい」と願い、いくつかの候補から、アワ・キビ入りの雑穀米ができる「アワ・キビ」などを栽培することに決めました。

なぜ「アワ・キビ」なのかというと、アワ・キビは健康によいからです。

・全職員「アワ・キビ」を栽培した経験がないので、

こどもたちと一緒に「まず、やってみよう！」の取り組みができるからです。

その後、「アワ・キビ」の種子を購入

7月10日「アワ・キビ」の種子を薄く播き、うわ土は1cm程、足で踏みつけました。

7月22日現在「アワ・キビ」の様子は、発芽し1cm程成長しています。今後、除草・管理していきますが、11月の収穫が楽しみです。

その取り組みの中で、こどもたちが「農業の楽しさおもしろさは、自分たちで工夫しながら作物を育てられる、自然の力の偉大さを実感できる」ことなどに少しでもふれることを願っています。



ミニトマトも作っています

### 日田玖珠広域市町村圏 事務組合職員募集

#### 1 採用職種 消防職員

（職務内容：消防、救急救助、防火業務等）

#### 2 採用予定人員 若干名

#### 3 受験資格

- (1) 高校卒業程度の学力を有する人で、昭和55年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人
- (2) 採用時までに普通自動車運転免許を取得できる人

#### (3) ①身長：160cm以上

#### ②体重：50kg以上

#### ③胸囲：身長2分の1以上

#### ④視力：両眼とも裸眼で0.5以上で矯正視力が1.0以上

#### ⑤色覚：聴力および言語が正常で、四肢いずれも正常な人

#### (4) 日本国籍を有する人で、採用後当広域圏内に居住できる人

その他要件があります。詳細は、日田玖珠広域市町村圏事務組合事務局までお問い合わせください。

#### 4 試験期日：第1次 10月6日（日）

#### 第2次 11月上旬

#### 5 試験会場：日田市役所

#### 6 受付期間：平成14年9月2日（月）

#### 9月20日（金）

#### \*受験申込書は、8月20日から事務組合又は役場で配布します。

#### 詳しいお問い合わせは

#### 日田玖珠広域市町村圏

#### 事務組合事務局庶務係

#### 電話 0973-2218224または

#### 0973-2313111

#### （内線716）まで

#### （内線716）まで

#### （内線716）まで

#### （内線716）まで

# 九重町職員募集要項

九重町役場 総務課  
☎09737-6-3800

九重町職員採用試験を次のように行います。

## 第1次試験

日 時 平成14年10月20日(日)  
場 所 大分東明高等学校(大分市千代町2-4-4)  
TEL.097-535-0201  
受付時間 11時50分～12時30分  
試験時間 13時00分～15時30分  
試験の内容 大学卒業または高等学校卒業程度の教養試験

## 採用職種及び受験資格等

| 職 種    | 一般事務職(高校卒業程度)                                                                                                                                                                   | 一般事務職(大学卒業程度)                                                                                                                            | 技 能 労 務 職                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 採用予定人員 | 若 干 名                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                          |                                                                                                 |
| 学力・年齢等 | 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人で、昭和53年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人。<br>ただし、大学卒業（卒業見込）の人は、受験不可となります。                                                                                       | 学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を有する次のいずれかに該当する人。<br>①昭和51年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた人。<br>②昭和56年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業又は平成15年3月までに卒業見込の人。 | 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を有する人で、昭和53年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で調理師免許を有する人又は平成15年3月31日までに調理師免許取得の見込の人。 |
| 身体的条件  | 特 に な し                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                          |                                                                                                 |
| 国 籍    | 日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない人の任用にあたっては、「公権力の公使又は公の意思形成への参画に携わる職に就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。（詳しくは日本国籍を有しない人の任用についての欄を参照してください） |                                                                                                                                          | 日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。                                |
| そ の 他  | ①地方公務員第16条（欠格条項）に該当しない人。<br>②平成15年4月1日の採用に応じられる人。                                                                                                                               |                                                                                                                                          |                                                                                                 |

## 受験手続き

### 1 願書受付期間

平成14年8月16日(金)～9月20日(金)

### 2 願書の請求及び提出場所

九重町役場 総務課(提出は持参に限ることとし、郵送不可。なお、代理持参可)

### 3 提出書類

- 職員採用試験申込書(願書) 1部
- 平成14年7月1日以降発行された卒業証明書(在学中の人は卒業見込証明書。なお、卒業見込証明書が取れない場合は、理由を記し、在学証明書) 1通
- 平成14年7月1日以降発行された学業成績証明書 1通
- 写真 2枚(縦40mm×横30mm)上半身脱帽、正面向で申込前3ヶ月以内に撮影したもの(職員採用試験申込書の受験票及び履歴書にあらかじめ貼り付けておくこと)
- 履歴書(町の指定する様式) 1部
- 調理師法に規定する調理師免許の写又は取得見込証明書(技能労務職に応募する人) 1部

○法令に基づく行政上の即時強制、立ち入り検査、取り締まり

○公物管理権に基づく権力作用の行為

○法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務

○その他、行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で町民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為

### 2 昇任について

原則として課長級に任用される職及び管理職等(総務秘書係長、財政係長、保育園長)には任用されません。

### そ の 他

- 職員採用試験申込書に付随する受験票については、第1次試験当日総務課職員が持参しますので返送しません。よって、受験票に切手を貼る必要はありません。
- 第1次試験の合格発表及び第2次試験等については後日、本人宛通知します。
- 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

## 日本国籍を有しない人の任用について

### 1 携わることのできる職務について

次のような「公権力の行使」に該当する職務には従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

(公権力の行使に該当する主な職務の例)

- 税の賦課決定、徴収、滞納処分
- 法令(条例及び規則を含む。以下同じ)に基づく許認可

## 問い合わせ先

採用試験等についての問い合わせは

電話 09737-6-3800(内線217)

九重町役場 総務課 総務秘書係まで

住所 〒879-4895(単独郵便番号事業所→郵便番号を記載すれば住所記載省略可能)

大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

# 環境



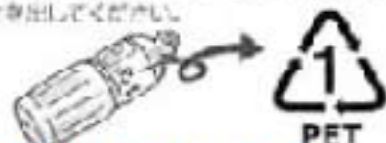
## 地球にやさしい生活を！

飛躍的に伸びたペットボトルのリサイクルですが、リサイクルマナーの悪い排出が多く、かなりの量のペットボトルがリサイクルできずに捨てられています。

### ペットボトルをリサイクルしよう

#### ペットボトルのマークを確認

必ず、下記のペットボトルマークがついているものだけを回収してください。



#### 飲料・酒・しょうゆ・みりん用

飲料・酒・しょうゆ・みりんなどに使われたペットボトルだけを回収してください。



#### キャップをはずす

キャップの系付は、必ずはずしてください。



中に異物が入っている場合は取り除き、水でよくすすいで、出してください。



### こんなものにリサイクルされます



家庭の生ごみを減らすため、生ごみ処理容器（コンポスト）を設置する家庭に町の補助金制度があります。補助金額は購入金額（消費税含む）の2分の1で、最高限度額は1個につき3000円。1世帯に2個まで補助金があります。

問い合わせ先→住民課 ☎ 6-3801

### 応急手当講習会

日時 9月7日（土）13時～16時

場所 玖珠消防署（広域支所2階）

内容 人工呼吸や心臓マッサージ、大出血時の止血法を習得する救命手当講習会です。動きやすい服装でご参加ください。受講料は無料です。

9月6日までに電話にてお申し込みください。

玖珠消防署警防係 ☎ 2141

#### ④ 台風が去っても

土砂災害等に十分気をつけましょう。

#### ③ 避難するときの注意

単独行動は避け、地域の人々と協力し合って避難しましょう。回り道でも、あらかじめ確認しておいたもっとも安全な道順を選んで避難しましょう。

#### ② 台風が近づいたら

家の窓や雨戸等を補強するとともに家の周囲のそばされそうなものを室内に取り込むか固定するなどの対策を講じておきましょう。

テレビや防災無線等の気象情報や注意報に耳を傾ける習慣をつけ、家族みんなで防災について話し合しましょう。

#### ① 日頃から心の備え

台風の季節、被害を最小限にするために日頃の心構えと万全の心構えが必要です。

### 台風に対する備え

# 119番



# 保健・福祉

## 受けて安心、受けて生活習慣病を予防

健診の役割は、さまざまな病気を早期に発見するとともに、各自の健康状態をチェックすることにあります。現在の疾病の動向を探るといずれも生活習慣が深く関わっていることが明らかになっています。例えば自覚症状がなくても、健診結果から生活改善の方向を見つけて暮らしのなかに生かしていくことが大切です。

あなたは、今年、健診をお受けになりましたか？ 家族の方は？

追加健診を行います。

まだ受診されてない人はぜひお受けください。

| 日 程       | 時 間        | 場 所    |
|-----------|------------|--------|
| 10月29日(火) | 8:30~10:30 | 保健センター |
| 10月30日(水) | 8:30~10:30 | 保健センター |

### <受診上の注意>

◎申し込みの必要はありません。

◎胃ガン検診を受ける人は、前日の夜9時以降、飲食はしないように。

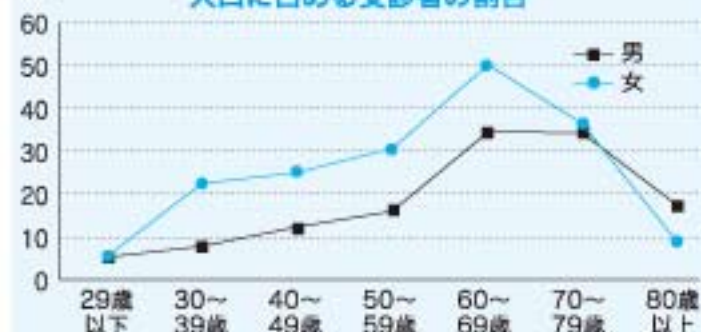
◎健診料金は次のとおりです。

| 項 目   | 個人負担   | 項 目    | 個人負担   |
|-------|--------|--------|--------|
| レントゲン | 200円   | 子宮ガン検診 | 900円   |
| 基本健診  | 1,300円 | 乳ガン検診  | 1,000円 |
| 胃ガン検診 | 1,000円 |        |        |

※但し、70歳以上(平成14年4月1日現在)の人は無料

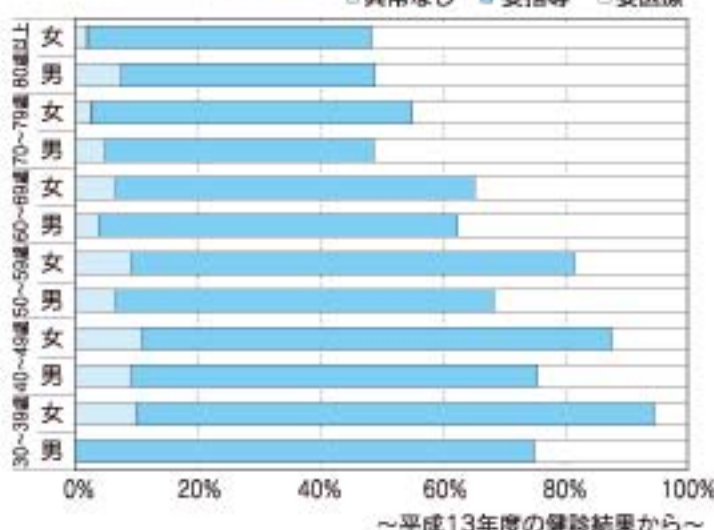
毎年、男性の受診が少なく、健診結果では異常がある人の割合が多い状況です。

人口に占める受診者の割合



健診結果の状況

■異常なし ■要指導 □要医療



～平成13年度の健診結果から～



人と動物の共生をめざして  
飼い主の責務等が強化されています。

犬を飼うにあたっては市町村の窓口（保健センター）で必ず登録を行い、年1回（生後3ヶ月後）狂犬病の予防注射を受けることが義務付けられています。（5月に実施した集合注射を受けられなかった場合は近くの動物病院で受けられます。）

飼い主は  
守ってね！



動物の習性などを理解して正しく飼うこと。



犬、ねこ等を捨てないで最後まで責任を持って飼うこと。



犬は必ずつないで飼うこと。



道路、公園はみんなのもの、ふんの後始末は必ず行うこと。



動物の命を大切に。  
犬やねこの繁殖制限に努めること。



人に迷惑を及ぼさないように飼うこと。

# このえ 農業委員会 だより 2号

## 研修報告

6月末、滋賀県へ研修視察に行ってきました。九重町のこれからの課題にそった研修でした。

## みんなで楽しく 集落営農

滋賀県犬上郡甲良町法義寺営農組合

営農組合の上田栄一氏の案内で現地を視察しました。見るからに立派な施設の格納庫、広々とした作業場兼駐車場の入り口には圃場マップ、中には共同作業用の農業機械が整然と置かれ、組合員22名の泥と汗の結晶、自慢の農城（農場）を見上げると組織の力はたいしたものだと感心しました。

圃場整備された水田の一角に案内され、転作田の視察。小麦を作り、そのあとに大豆を植え二毛作のブロックローテーションで水田の高度利用を忠実に実践しています。

また、独自の作業料金表の作成は実にすばらしかったです。

「儲からないけど損をしない集落営農をめざして」の目標を次の

三点に絞っています。

1. 機械資乏の防止。

2. 機械の共同利用。

3. 地域の田は地域で守る。

(甲斐委員)



## ブルーベリーフィールズ 紀伊国屋

滋賀県大津市伊香立上龍華

町から少し入りこんだ山の中腹（350m）にあり、20年前50aの田に植え付けられ、現在は観光農園と加工所付きレストハウスで憩いの場となっており、多くのお客さんで混み合っていました。もぎたての熟れたブルーベリーの実は甘酸っぱくおいしく、無農薬で栽培しているので安心して食べられます。ワイン、ジャム、ケーキ、パン



## シリーズ 農業だいすき

宇佐タミ子さん（後野上）

福島県から九重町に嫁いで23年、家族、地域、PTA、若妻会などに支えられて過ごす九重、そして農業が大好きだと言います。家では稲、牛、野菜の担当で、インゲンの栽培暦は16年のベテラン、インゲン部会初の女性会長として情熱を燃やしています。インゲンの収穫が終わると春出荷野菜を植え、いつも圃場はフル回転です。食料自給率を高め、安全でおいしいものを作っているのだという自信を持ち、農業のすばらしさを後世に伝え守って行くことが使命だと意欲的に話してくれました。

## 農地を借り入れたい!!

- ① たくさんの地権者がいても、あなたが借り入れるのは公社からひとつ。わずらわしい賃借者の管理も公社にまかせれば簡単。
- ② 地主の方々には、あなたにかわって3年～10年の小作料を一括して支払うこともできます。



に加工され、健康ブームもあって、特に女性客に大人気の店でした。これからの栽培には地域の良いものを生産する意志の統一が必要だと話されました。それに付加価値を付けることも大切だと思いました。

(吉武委員)



## みんなで読もう! 全国農業新聞

週一回発行される農家の経営と暮らしに役立つ新聞です。申し込みは農業委員又は農業委員会へ。  
(月四回発行 購読料月額六百元)

# ブルーベリー産地西日本一を目指して

ブルーベリー産地西日本一を目指した取り組みが始まりました。

ブルーベリーは、そのまま食べられるほか、ジャムなどの加工用にも、と年々人気が高まっています。最近では、おいしいだけでなく、健康にもいいと注目を集めています。

6月20日、ブルーベリー研究会が10名のみなさんで立ち上げられ、設立総会が行われました。

この会は、顧問として日本ブルーベリー協会副会長の玉田孝人さんや、ブルーベリーを通じてのおしゃれな生活を提案している岩田康子さん（ブルーベリーフィールズ紀伊国屋代表）などを招き、調査研究や加工品の開発、先進地研修などを通じて産地の育成と生産振興を行います。



ブルーベリーは、果実が軽量で、低木であり、高齢者にも作りやすく、無農薬・低農薬栽培も可能です。また、食だけでなく、春には、きれいな花、夏には実、そして秋には紅葉と目でも楽しめます。観光面からも注目されています。

及には時間がかりましたが、20年ほど前から本格化し、日本でも人気を集めています。

現在では、店頭などで頻繁に見かけることができ、需要は、年々高まっていますが、日本に産地が少なく、高い輸入品に頼っているのが現状です。



設立総会後は、ブルーベリー振興シンポジウムが行われました。このシンポジウムには、ブルーベリーの栽培にこれから取り組む人、興味のある人など、100名を超える人が集まり、ブルーベリーによる地域振興に成功した群馬県川場村の宮田光雄さんによる講演会やパネルディスカッションが行われました。

住民のみならずの関心は、非常に高く、50名を超える人から栽培申し込みがあり、栽培の延べ面積は4ヘクタール強になりました。

「この調子で行けば西日本一でなく、日本一も夢でない」と会場のあちこちで聞かれました。九重町のブルーベリー「勝算あり」です。

## ブルーベリー西日本一への道（推進計画）

| 年度 | 面積 (ha) | 累計 (ha) |
|----|---------|---------|
| 既存 | 0.5     | 0.5     |
| 13 | 2       | 2.5     |
| 14 | 4       | 6.5     |
| 15 | 3       | 9.5     |
| 16 | 3       | 12.5    |
| 17 | 3       | 15.5    |

### ブルーベリー研究会顧問の岩田康子さんの本「ブルーベリー畑から」

ブルーベリーやラベンダーなどのハーブのある暮らしを紹介。ブルーベリーやハーブを使ったお菓子も満載。こんなすてきな暮らし、九重町で出来るはずですよ。  
(じゃこめてい出版 1,900円)



岩田さんの農園、ブルーベリーフィールズ紀伊国屋は、琵琶湖を望む滋賀県大津市の小高い山の斜面にあり、ブルーベリーとハーブの農園、レストラン・カフェがあります。ジャムや天然酵母のパンなど、身体に優しい自然の味を活かした食べ物も売っています。自然へのこだわりとセンスの感じられる心地よい空間です。収穫のシーズンには無農薬栽培のブルーベリー摘みが楽しめます。

# 図書館からのお知らせ

図書館は、本を読む場所・借りる場所というイメージがあります。もちろん、そのとおりなのですが、最近ではいろいろな情報を図書館で集められるようになりました。

新聞では、大分合同、西日本、毎日、日本経済新聞各紙を1年分保存していますので、いつでも見ることが出来ます。それ以前のものについては、県立図書館から取り寄せもできます。

また、東京、大阪、九州全域のタウンページとハローページも置くようにしました。出張や旅行の際にお役立てください。本を読まなくても、時間つぶしにブラブラしたり、待ち合わせなどにも、どうぞお気軽にご利用ください。

## さらにお知らせ！県立図書館の本が入れ替わりました

県立図書館から1年間「団体貸出」されていた図書を7月下旬入れ替え、とれたての本が、あなたを待っています。約2000冊の図書を借りてきています。



◀ 図書館は九重文化センター内にあります。

### 《図書館開館時間》

平日 10:00～6:00  
 (夏休み期間中は、9:00～6:00)  
 土・日 9:00～5:00  
 日・祝 休み

## 図書館の本から

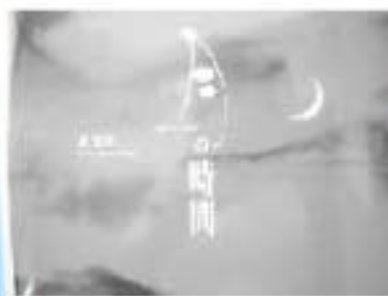
ページをめくるだけでも楽しい  
 心が豊かになる本をピックアップしてみました。



### 『オオカミくんのホットケーキ』

ジャン・フィアリー作  
 (Eフ・児童書)

ホットケーキが食べなくなったオオカミくん。でも作り方がわからない。「すみませんが、手伝ってくださいませんか」と丁寧に頼みに行くのですが、赤ずきんや3匹の子豚など、ご近所からはひどい仕打ち。自力でがんばるオオカミくんは同情しつつ、ぼーっとめくっていたら……！目の覚める結果。とんでもない絵本です。



### 『月の時間』

森光伸 著  
 (748モ・一般書)

夜の空でただ黙って私たちを見下ろしているだけなのに、

あの凛とした月の光を見ていると、心がスーッと晴れわたっていくような気がしますね。この本も美しい月の光が読む人の心の中までしみこんで涙が出てきそうに一冊です。イライラするとき、悲しい時ぜひ広げてみてほしい。もう手放せなくなりそうな美しい本です。同シリーズで、「光」「樹」「冬のおくりもの」「京暖簾」「京菓子」など多数そろえていますので、ストレス社会を乗り切る一冊の書として、またあなたの心の健康の友として、どうぞ。

### 『ハリー・ポッターの料理・お菓子』

魔法の料理会 著 (596マ・一般書)  
 ハリー・ポッターの物語に登場する英国風の料理とお菓子のレシピを満載。

魔法の料理”作りに挑戦してみてもいい？このほかにも健康料理や話題の低インシュリンダイエットのレシピ、お菓子、パン、アウトドア料理の新着本がたくさん入っています。



### 『りんごは赤じゃない』

～正しいプライドの育て方～

山本美芽 著 (375ヤ・一般書)

「どんな子でも、やればできる。正しく導きさえすれば……」美術コンクールを絶頂に達した公立中学校のカリスマ教師があかす、究極の勉強法。子どもの世界観を大きく変えた「心を育てる」授業、感動の記録です。こ一読の価値アリ！ぜひたいおすすめの一冊です。



### 『おまわりさんの標本箱』

佐々木茂美 著 (480サ・一般書)

昆虫が大好きな、現職の警察官が書いた本です。昆虫採集を通じての地域の人々との交流や、おおいの自然の美しさ・豊かさをユーモアたっぷりに語っています。昆虫の研究から、環境問題に直面し、

「自然界の仕組み」について、もっともっとみんなに知ってほしい！という願いをこの一冊に託しています。ぜひお読みください。



# 消費者の立場にたって お米の表示を見直しました。

## ○改正内容

- ①使用割合が50%未満の原料米の強調禁止
- ②ブレンドである旨の文字の大きさを、産地・品種等を表す文字より小さく表示することを禁止

平成14年8月末までは、従来の基準による表示も認められています。

## ○現在の表示の状況は？

- ・玄米及び精米の表示にJAS法が適用されて1年が過ぎましたが、まぎらわしい表示をしている商品が一部見受けられます。
- ……たとえば……
- ① 有名な産地銘柄（例：魚沼コシヒカリ等）の使用割合が著しく少ないのに、あたかもすべてがその産地銘柄の米ととれるようなオーバーな表示となっているもの。
- ② 「ブレンド」等の複数の産地、品種の使用を表す文字を、著しく小さく記載しているもの。

## ○販売者の皆様へ

- ・今使っている袋は大丈夫ですか？  
従来の基準による表示も8月末までに販売する場合に限り使用してもかまいませんが、確認の上、切り替える準備を早く始めましょう。
- ・表示の責任者はあなた自身です。  
表示について問われたときは、その根拠を明らかにする責任があります。
- ☆ 不適正な表示は、消費者の信頼を裏切る行為であり、これにより築き上げた信用を一挙に失うことになります。

## ○消費者にお米を販売される生産者の皆様へ

- ・皆様の販売業者です。一般のお米の販売業者の方々と同様、玄米及び精米を入れている容器又は、包装に、JAS法に基づく表示が義務づけられています。
- ☆ 表示について疑問・質問はお近くの食糧事務所でも受付しています。お気軽にどうぞ。



農林水産省福岡食糧事務所 大分西部支所  
TEL. 3-8311

## 交通安全ファミリー作文コンクール応募作品募集

### 作文テーマ：「我が家の交通安全」

みなさんのご家庭で、また、学校、職場、地域等で交通安全について考え、話し合った内容や、交通安全につながる、日常の会話や独自の工夫などの実践例について作文にしてください。

#### 1 応募期間

平成14年9月20日（消印有効）まで

#### 2 応募方法

- 小学生及び中学生
  - ・400字詰め原稿用紙3枚以内（なるべく直筆でお願いします）。
  - ・作文には内容にふさわしい題名をつけて下さい。また、応募作品には、「応募区分・住所・郵便番号・氏名（ふりがな明記）・学校名・学年・学校所在地・郵便番号・電話番号」を明記して下さい。
- 父親・母親、一般、高齢者（65歳以上の人）
  - ・400字詰め原稿用紙5枚以内。
  - ・作文には内容にふさわしい題名をつけて下さい。また、応募作品には「応募区分・住所・郵便番号・氏名（ふりがな明記）・年齢・職業・電話番号、応募の動機（例えばポスター・チラシを見て等）を明記して下さい。
  - ・送り先  
〒101-0021  
東京都千代田区外神田2-2-17 共同ビル  
（社）日本交通福祉協会 交通安全作文募集係

#### 3. 応募区分

1. 小学校低学年の部（1年生及び2年生）
2. 小学校中学年の部（3年生及び4年生）
3. 小学校高学年の部（5年生及び6年生）
4. 中学生の部
5. 父親・母親、一般の部
6. 高齢者の部（65歳以上の人）

#### 4. その他

作文は、未発表のもので、自作のものに限ります。

#### （問い合わせ先）

内閣府政策統括官（総合企画調整担当）  
国民啓発第3担当（03-3581-1182）  
（社）日本交通福祉協会 交通安全作文募集係  
（03-3255-2081）



交通安全

平成14年町内地区別事故発生状況(累計、属地)

| 地区別 | 人身事故 |     | 物損事故 |     | 件数計 |
|-----|------|-----|------|-----|-----|
|     | 死者   | 負傷者 | 件数   | 事故  |     |
| 東飯田 | 0    | 7   | 5    | 20  | 25  |
| 野上  | 1    | 20  | 12   | 48  | 60  |
| 飯田  | 0    | 42  | 21   | 142 | 163 |
| 南山田 | 0    | 10  | 5    | 47  | 52  |
| 計   | 1    | 79  | 43   | 257 | 300 |

（平成14年7月末現在）

## ま ち の 話 題

## 中国のみなさんを招待

九重文化センターで映画上映会を続けている九重町良い映画を見る会（代表 麻生二三子さん、上田）が6月29日、中国＝アメリカ合作映画「初恋のきた道」の上映会を行いました。会では、この上映会に、郡内の縫製工場で働く中国から来た女性26名を招待しました。

「せっかくの中国映画だし、今年は日中国交回復30周年になるんですよ。草の根国際交流の一環として、今回、招待を計画しました。みなさん、ものすごく楽しみにしていたそうですよ。近々中国に帰る人も6人いて、すてきな思い出が出来たと喜んでくれました。映画も大変すばらしかったと言っていましたよ。」と話す代表の麻生さんは、大連生まれで昭和29年まで中国にいたそうです。

この日の上映会は、約450名が鑑賞、大きな感動を呼んでいました。中には、「今までずっと映画を見てきたけど、これが最高」という50歳ぐらいの男性も。

良い映画を見る会では、足立文化会館時代を含め、これまで28本の作品を自主上映しています。次回は、秋に上映会をしたいと話していました。この上映会を毎回楽しみにしているという人も増えています。

映画を愛する文化がこの町に確実に根付きつつあるようです。



▲麻生二三子さん



▲招待を受けた中国のみなさん

## ま ち の 話 題

## 星に願いを

保良婦七夕節の願いごと大作選  
町内の保育園では、この時期、どこも七夕飾りをしますが、願い事の中から傑作をいくつか選んで紹介します。

「キティちゃんとおそびたい」もちか  
「ごはんとおさがたべたい」れな  
「ドラえもんになりたい」だいき  
「かめんライダーになりたい」ゆうせい  
「ひびきくんといっしょに遊べますように」あみ  
「りゅうせいにのりたい」ゆい

木の実保育園と亀鶴苑は、節分と七夕の時期に交流会を行っています。今年も、7月3日に、亀鶴苑で交流会が行われました。  
この日、参加したのが、保育園から4・5歳児の19名と亀鶴苑から56名。「手話ソング」や「アンパンマン音頭」などの遊技を披露した後、園児たちは、入苑者のみなさんと一緒に、七夕飾りの折り紙づくりをしました。お互いに教え合いながらの折り紙づくりは、とても楽しそうでした。  
この日作った折り紙は、後日、木の実保育園の七夕飾りに使われました。



## ま ち の 話 題

すこやかフェスタ  
in玖珠▲「忍たま百戦一に  
あわせて踊る」  
子ども達▲栗田史郎さん一家  
(奥後中村住宅)

今年で10回目を迎える、すこやかフェスタin玖珠が7月6日、九重町多目的グラウンドで行われました。当日は、600名を超える参加者があり、楽しいステージのほか、保護者のみなさんによる夜店などもあり、大変にぎやかなひとときを過ごしていました。

## まちの話題

## メダカの学校は山の中



▲ 宇田メダカ



▲ 授業風景

7月20日、飯田高原の九重ハイランドホテルでメダカの学校九重分校の授業がありました。これは、九重メダカを通じて環境を守る大切さを学ぼうというもので、今年で5度目の開講になります。当日は、約100名が参加。1時間目の音楽（メダカの学校の合唱）から始まった授業で、メダカについて、いろいろと学びました。

九重メダカ、初めて聞いた人も多いと思います。平成7年、当時大分交通事業部長だった幣刀和男さんが、メダカを見なくなったことに気づき、飯田高原にメダカを飼ってみたいと思ったのが取り組みのきっかけです。

メダカは、平成11年、環境省（当時は環境庁）により絶滅危惧種に指定されており、九重メダカの生体運搬は、それよりも早かったということでも評価されます。

九重ハイランドホテルには、宇田メダカも飼育しています。

宇田メダカは、平成6年、スペースシャトルに乗った向井千秋さんが持ち込んだメダカ4匹から生まれたものです。

## まちの話題

## どろんこ祭り

7月21日、今年で8回目となる書曲どろんこ祭りが行われました。このお祭り、田んぼに水を張り、泥の中を思いっきり遊んでもらおうというものです。梅雨明け宣言が出たこの日、絶好の天気のもと、子どもだけでなく、大人も参加、綱引きや、リレー、ウナギつかみ大会などにぎわっていました。



## まちの話題

## 竜門の滝開き

今年で37回目となる竜門の滝開きが7月21日に行われました。この日は、安全祈願の法要を行った後、東飯田中学校吹奏楽部（31名）のみなさんによる演奏が行われ、美空ひばりメドレーなどを披露しました（写真）。また、久留島太鼓や滝すべり大会なども行われました。このイベントは、竜門の滝の整備・保全を行っている保勝会のみなさんにより行われています。保勝会は、地元観光協会や行政区、婦人会、商工会などのみなさんの協力で運営されています。会では、今後もみんなの力を合わせ、竜門の滝の整備に努めたいと語っていました。夏休み最初の日曜日となったこの日、天気にも恵まれ、多くの人でにぎわっていました。

滝すべりは、肥料などが入っていたビニール製の空き袋に水を入れ、それを敷きすべる昔ながらの方法で行います。体の重心を腰あたりに置くのが滝すべりのコツです。



▲ 婦人会のみなさんによるかわもち作り

## 女性向け『創業塾』開催のご案内

**日 時** 平成14年9月15日(日)、21日(土)、22日(日)  
28日(土)、29日(日)……5日間  
午前10時～午後5時  
(初日のみ午前9時30分から)

**場 所** 玖珠町 ホテル清流 (玖珠町大字帆足)

**対象者** 創業を考えている方

**受講料** 1人 3,000円

**お問い合わせ及び申込み先**  
大分県商工会連合会 広域指導課  
☎ 097-534-9507  
九里町商工会 ☎ 6-2424

## 第20回全国都市緑化 おおいたフェア参加者募集!

**期 間** 平成15年4月28日～6月29日 (63日間)

**会 場** 大分スポーツ公園・佐野植物公園

講座を開きませんか!

- 募集する講座  
花緑や香りを素材やテーマにした講座  
環境をテーマにした花緑講座  
親子、子どもを対象にした講座
- 講座の内容  
初心者でも短時間で作品作りが楽しめるもの
- 講座日程  
期間中の1日～3日、1日2回程度

※詳しくは市町村備え付けの募集チラシをご覧ください。

作品出展団体募集!

- 募集する作品  
花緑や香りをテーマにした作品

**応募資格**  
大分県内の花緑・香り愛好団体 (個人での応募は不可)

**出展期間** 期間中に1団体3日～1週間程度

※詳しくは実行委員会事務局までお問い合わせください。

**募集期間** どちらも平成14年9月30日(月)まで

**問い合わせ先**  
第20回全国都市緑化おおいたフェア実行委員会事務局  
(事業部) ☎ 097-536-1111 内線4736  
<http://www.oitayumefesta.jp>  
※詳細はフェアのホームページにも掲載しています。

## 個人事業税の納税は期限内に

個人事業税第1期分の納期は、9月2日(月)です。  
納期内に納めましょう。

また、個人事業税の納税には、便利な口座振替の制度  
がご利用になれます。詳しくは、県税事務所までお問  
い合せ下さい。(個人事業税は前年1年間の事業の所得金  
額が290万円を超える個人事業者に課税されます。)

大分県日田県税事務所 ☎ 0973-22-4175

## 消防設備士義務講習会

**受講対象者**  
①平成12年度に消防設備士の免状を取得した人(2年目講習)  
②平成9年度に消防設備士義務講習を受けた人(5年目講習)  
③法定期限内に消防設備士義務講習を受けていない人

**講習年月日等**  
10月2日(水)～10月11日(金) (6日間)

**受付期間** 平成14年9月2日～9月27日

**受講申請の方法**  
受講申請書に所定事項を記入のうえ、講習手数料を  
添えて、大分県消防設備安全協会に持参又は郵送。

**受講申請書提出先及び問い合わせ先**  
大分県消防設備安全協会  
大分市長浜町2丁目12-10 ☎ 097-537-3125

## 平成14年度第2回危険物取扱者試験

**日 時** 平成14年12月1日(日) 午前10時試験開始

**試験地** 大分市・別府市・国東町・宇佐市・中津市・日  
田市・三重町・結方町・佐伯市

**試験種類** 甲種・乙種(全類)・丙種

**願書の配布** 平成14年9月2日(月) から  
県下各地域消防本部予防課で配布します。

**願書受付期間** 平成14年10月1日(火)～10月10日(木)

**願書の提出先** (財) 消防試験研究センター大分県支部  
〒870-0023 大分市長浜町2丁目12の10昭栄ビル2階  
(☎ 097-537-0427)

## インターネットによる 行政情報提供と意見募集 (<http://www.pref.oita.jp>)

大分県のホームページで、あなたの住む地域の雨量情報  
がリアルタイムでご覧になれます。大雨の時の崖崩れな  
どに備えご利用ください。

## 各種免許試験案内

| 試験の種類      | 平成14年 |     |       |     | 平成15年 |    |      |
|------------|-------|-----|-------|-----|-------|----|------|
|            | 9月    | 10月 | 11月   | 12月 | 1月    | 2月 | 3月   |
| 二級ボイラー技士   | 5     | 15  | 19    | 17  | 8     | 7  | 5-17 |
| クレーン運転士    | 10    | 9   | 12    | 11  | 10    | 12 | 11   |
| 移動式クレーン運転士 | 24    | 30  | 20    | 12  | 16    | 18 | 25   |
| 衛生管理者      | 12    | 3   | 14-25 | 18  | 9     | 20 | 4-25 |
| 潜水士        |       | 29  |       |     | 15    |    |      |

※この他に13種類の試験を行っています。

**問い合わせ** 九州安全衛生技術センター  
〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号  
☎ 0942-43-3381

## 休眠会社の整理等について

法務局では、最後の登記後5年を経過している株式会社について、職権で解散登記を行います。

平成9年10月1日以降登記をしていないにもかかわらず、まだ営業を廃止していない株式会社は、本店の所在地を管轄する登記所にその旨を届け出てください。

なお、不明な点は、お気軽に大分県法務局登記部門までお尋ねください。

問い合わせ先

大分県法務局 ☎ 097-532-3161 (内線31)

## 平成14年度 防衛庁各種学生募集案内

| 募集種目 | 防衛大学校          | 防衛医科大学校        | 看護学生           |
|------|----------------|----------------|----------------|
| 資格   | 高卒見込み21歳未満(男女) | 高卒見込み24歳未満(男女) | 高卒見込み24歳未満(男女) |
| 受付期間 | 9月5日～10月11日    | 9月12日～10月11日   | 9月12日～10月11日   |
| 試験期日 | 11月9日・11日      | 11月2日・3日       | 10月22日         |

詳しくは役場住民課(☎ 6-3801)又は  
自衛隊珍珠連絡所(☎ 2-1116 内線371)まで

## クリーニング師試験

試験期日 平成14年10月4日(金) 午後1時

試験会場 大分市府内町3丁目

大分総合庁舎8階 84会議室

受験資格 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した人(これに該当しない人でも受験できる場合があります。詳細はお問い合わせください)

受験手数料 7,000円

願書の受付期間 8月19日(月)～8月30日(金)

願書の請求・提出等に関するお問い合わせ先は  
日田玖珠保健所 総務企画課 (TEL0973-23-3133)

## 訪問看護職員養成講習会

在宅療養者や老人等の訪問看護を希望する人のための講習会を、次の要領により行います。

対象者 原則として50歳までの保健師、助産師、看護師、准看護師の有資格者で訪問看護を希望する人または訪問看護に従事している人

定員 40名

日時 平成14年10月1日(火)～12月5日(木)  
上記の内それぞれ週3日間で10週間(30日間)  
9:30～16:30

場所 大分市寿町2-6 大分県看護研修センター  
講習に要する経費 ①受講料は無料 ②資料代を徴収します  
申込み及び問い合わせ先 〒870-0036 大分市寿町2-6  
大分県看護協会内 大分県ナースセンター  
TEL (097)534-8118 FAX (097)532-2558  
申込期限 平成14年8月30日(金) 必着  
申込方法 電話、又はFAXでお申し込み下さい。

## 高圧ガス製造保安責任者試験及び 高圧ガス販売主任者試験

試験日時 平成14年11月10日(日) 午前9時30分

受験資格 どなたでも受験できます。

願書の受付期間 8月26日(月)～9月6日(金)

受験願書、試験地等のお問い合わせは、  
高圧ガス保安協会・大分県試験事務所  
☎ 097-534-0733

## 日田中小企業労働相談所の 労働相談及び個別労使紛争のあっせん

労働相談 (月～金 8:30～17:00) 年末年始、祝日を除く  
日田中小企業労働相談所

労働条件や労務管理についての相談や労使当事者間で  
解決が難しい場合のあっせんを行っています。  
一人で悩まずお気軽にご相談下さい。  
相談料は無料です。

フリーダイヤル(通話料無料) 0120-601540  
(公衆電話や携帯電話からはご利用できません)  
または ☎ 0973-23-2673  
(大分県日田地方振興局労政課)

## 障害者就職面接会

参加を希望する障害者や事業主の人は、ハローワーク  
までお問い合わせください。

ハローワーク日田 0973-22-8609

日時 9月18日(水) 午後2時～

場所 大分市大分東洋ホテル2階 二豊の間

## 災害にあったときの税

地震、火災、風水害などの災害により、住宅や家財など  
に損害を受けた方は、納期を延ばしたり、税金を  
軽減したりする方法があります。

また、災害の復旧資金の融資を受けるための納税証明書  
は無料で発行しています。

災害の後始末が済みましたら、速速なく最寄りの税務  
署や税務相談室にご相談ください。

日田税務署 ☎ 0973-23-2136

税務相談室(転送) ☎ 0973-22-3073

## 今月の 年金相談

日時 8月26日(月) 10:00～15:00

場所 九重町役場1階・102会議室

## 今月の納税 納期限9月2日

【国民健康保険税】 本算定  
【固定資産税】 第2期

### 一ふたつの言葉ー

私は、「人権」ということを考え問題にしていくなかに、いつも二つの言葉が基礎にあります。

その一つは、「天上天下唯我独尊（天にも地にもただ我独りにして尊し）」という、今から約二千五百年前に初めてインドの地において、人類の歴史の中に生まれた「人間宣言」の言葉です。

当時、バラモン主義におけるカースト制度の、その非人間化した閉鎖社会システムへの批判を通して生まれたこの言葉は、さらにそこからの解放を求め、一人一人の自立と

尊厳を開いていく社会を目指したということが背景にあります。

ひるがえって、身近には家庭の崩壊も含め、テロや紛争、貧困、凶悪犯罪、ナショナリ

## 同和問題を通して

社会人権・同和教育指導員  
高藤 英 利

ズムの台頭、陰湿化する差別状況など、複雑多様にグローバル化していく今日の市民社会の危機的状況の中で、二千年五百年前に人間宣言したその言葉は、今、私たちの前にどのような表現をもって光を放っているのでしょうか。

小森龍邦さんは、ひとつの示唆としてそのことを次のように教えてくださいました。

「生きとし生けるもの全ての『生命』を尊ぶとは、小さな人間の『生命』を限りなくかけがえのないものとして尊ぶことから始まります。つまり、常に抑圧され続けている社会的弱者、最も真端視され、社会から排除されている最後の一人こそが、人間としてかけがえのない、地球上に後にも先にも、その人一人しか存在しない素晴らしい『生命』なのです。ー略ー『唯我独尊』

と言うのは、日本国憲法がその第十三条でいう『個人の尊厳』ということでした。（部落解放90年10月）

私は、このような生きた言葉の解釈に、あらためて部落解放運動が願っていた人間に對する無類の暖かさを小森さんの眼差しに感じるとともに、この先、人類の歴史にどのような狂乱の文明が開くのかをあげようとも、私たちはその言葉の持つ真実の前に静かに思いを寄せ、それを守り抜いていけばよいのではないのでしょうか。（次回へ）

## ＝平成14年8月・9月休日当番＝

| 病 院 | 月  | 日   | 医療機関名       | 住 所   | 電 話    |
|-----|----|-----|-------------|-------|--------|
|     | 8月 | 25日 | 三池健児委内科医院   | 塚 田   | 2-6101 |
|     |    |     | 友成(町田)医院    | 町 田   | 8-8811 |
|     | 9月 | 1日  | 玖 珠 記 念 病 院 | 塚 田   | 2-1127 |
|     |    | 8日  | 井 上 医 院     | 應 良   | 6-2711 |
|     |    |     | 北山田クリニック    | 北 山 田 | 3-2030 |
|     |    | 15日 | 友成産婦人科医院    | 塚 田   | 2-0330 |
|     |    |     | 武 田 医 院     | 森     | 2-0170 |
|     |    | 16日 | 小 中 病 院     | 塚 田   | 2-2167 |
|     |    |     | 飯田高原診療所     | 飯 田   | 9-2138 |
|     |    | 22日 | 後藤内科医院      | 昭 和 町 | 2-0676 |
|     |    |     | 矢 原 病 院     | 野 上   | 7-6121 |
|     |    | 23日 | 高 田 病 院     | 春日町   | 2-2135 |

| 病 院 | 月  | 日   | 医療機関名       | 住 所  | 電 話          |
|-----|----|-----|-------------|------|--------------|
|     | 8月 | 25日 | 高 田 歯 科 医 院 | 日田市  | 0973-22-4918 |
|     |    |     | 長 尾 歯 科     | 玖珠町  | 2-7122       |
|     | 9月 | 1日  | 上津江村歯科診療所   | 上津江村 | 0973-54-3198 |
|     |    | 8日  | 後 藤 歯 科 医 院 | 日田市  | 0973-22-0002 |
|     |    | 15日 | 林 田 歯 科 医 院 | 引 治  | 8-8416       |
|     |    | 16日 | もちまつ歯科医院    | 日田市  | 0973-22-8071 |
|     |    | 22日 | 石 崎 歯 科 医 院 | 日田市  | 0973-22-3041 |
|     |    | 23日 |             |      |              |

| 獣 医 | 月  | 日               | 獣医師名    | 電 話    |
|-----|----|-----------------|---------|--------|
|     | 8月 | 17日・31日         | 佐 藤 獣 医 | 7-6448 |
|     | 9月 | 7日・15日・22日      |         |        |
|     | 8月 | 18日・25日         | 山 本 獣 医 | 8-9101 |
|     | 9月 | 8日・16日          |         |        |
|     | 8月 | 24日             | 鶴 長 獣 医 | 7-6620 |
|     | 9月 | 18日・14日・21日・23日 |         |        |

| ス タ ン ド | 月  | 日   | 店 名     | 月  | 日   | 店 名     |
|---------|----|-----|---------|----|-----|---------|
|         | 8月 | 18日 | 竹 尾 石 油 | 9月 | 1日  | 小 幡 石 油 |
|         |    | 25日 | 森 石 油   |    | 8日  | 河 野 石 油 |
|         |    |     |         |    | 15日 | 竹 尾 石 油 |

備考 大分県中西部農業共済組合 ☎23409  
休日当番の電話番号(携帯)は090-5721-8191

★都合で変更する場合があります 玖珠消防署：● 救急は119番 ☎ 2-2141 ● 火災の確認は ☎ 2-5100

# 歳時記

季題

9月号

「鯛(ひぐらし)」  
「虫(秋はき)」

10月号

「自由題」  
「秋の季語を使う」

(9月25日締切)

今月の季題

「花火」

「墓洗う」

肩車父と見上げし花火かな  
観客の心一つに揚花火  
大輪の空に花咲く花火技  
暗闇にしだれやなどの花火かな  
夫の手の線香花火の愛らしき  
裏戸開け花火の匂ひ嫁を呼ぶ  
音のして空見上ぐれば遠花火  
先祖在り自分が在ると墓洗う  
どうしても読めぬ一字や墓洗う  
捨て行きし夫に小言で墓洗う  
老婆の片手杖つき墓掃除  
ゴメンゴメン心で詫びつ墓洗う  
九人の子残せし父母の墓洗う  
亡き夫を偲びて孫と墓洗う  
俳狂の刻字際立ち墓洗う

選者吟で詠まれた江戸中期の俳人、長野馬貞の墓(恵良)

「肩車父と見上げし花火かな」。父の肩車で見た花火、父の思い出を秘めた比喩の花火の美しさが伺える。「捨て行きし夫に小言で墓洗う」。先に逝った夫への思慕を小言と逆表現した点が心にくい。お願い2件。季題の合った句。季語を一つに。

選者 麻生 良昭

このコーナーは町民どなたでも応募できます。ハガキに作品名と住所、氏名、電話番号をお書きのうえ企画調整課広報係までご応募を。

赤峰 幸子  
佐藤 修正  
日野千代子  
藤澤 節子  
井上紀久子  
井上 マキ  
麻生 豊  
湯浅加代子  
清竹 勇蔵  
佐藤 節代  
甲斐 和子  
原田 勝子  
小野十三子  
岩尾 奈加  
選者 吟

添削がありますのでご了承ください。 広報

## 発見と再発見

下旦天満神社

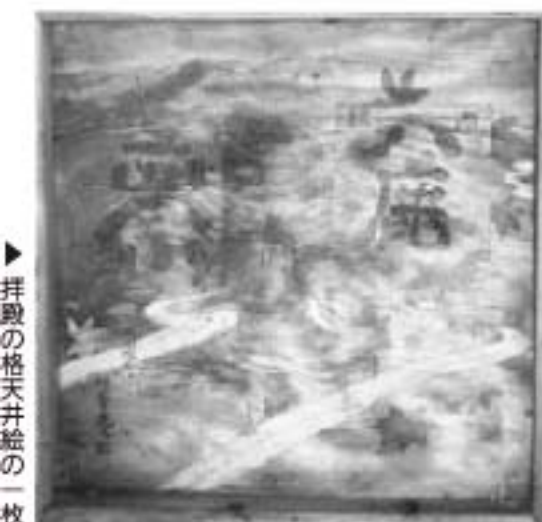
Vol.98

文化財調査員 甲斐素純

今回は「大分県の近世社寺建築」の中から、右田下旦の天満神社について紹介する。当社は、応永年中(一三九四〜一四二八年)飯田郷地頭麻生長門守泰弘の創建と伝えられている。祭神は、菅原道真。神殿は「三間社流造、厚板葺、覆屋付」で、建立年代は棟木に記す明和五(一七六八)年が妥当という。棟札には、「大

工棟梁瀬戸口村日限文左衛門大蔵永親、大工大隈村日限清兵衛尉大蔵永清、小工文左衛門弟子穴井長助尉某、小工同断鹿伏仲右衛門尉某」とある。この内大工穴井氏は、氏子下旦村の住人であろうか。大正二年に彩色をし、昭和四十五年に覆屋の茅葺に鉄板をかぶせ、拝殿も鉄板にしたという。総ケヤキ造りの極彩色社殿で、特に身舎頭貫に描かれている絵様は鮮やかである。また身舎頭貫木鼻は背面が龍頭で、正面が猿頭である。木鼻の彫りかたは社殿で、「朝鮮から来た大工の作」という言い伝えが残っている。

朱書がある。また写真のように、名酒「八鹿」の名称の起りを説明するかのよう、酒改良社氏仲摩鹿太郎の名と八鹿の商標が描かれている。また「絵馬」についても、幕末の「越智仙童」が描いた黒馬や武将図など、あるいは郷土珍珠の俳人達の作品が記された俳諧の奉納額(劉龍城撰、旦社中敬白)もある。これらの絵馬や格天井絵・文字については、今後詳細な調査・記録化が必要であり、文化財調査報告書としてまとめたみたいと考えている。



▶ 拝殿の格天井絵の一枚

# 弔慰

お悔やみ申し上げます

| おなまえ  | 年齢 | 行政区  |
|-------|----|------|
| 藤野ミ子  | 53 | 恵良団地 |
| 大久保ノリ | 98 | 中央二  |
| 吉光ハツキ | 89 | 菅原本村 |
| 堀谷虎尾  | 90 | 下旦二  |
| 佐藤コト工 | 92 | 寺旦床  |
| 甲斐若鶴  | 95 | 下旦五  |
| 仲摩敏子  | 58 | 下旦六  |
| 佐藤謙信  | 90 | 相狭間  |
| 山崎義信  | 63 | 松岡住宅 |
| 小田チサト | 87 | 堀屋   |

# 人の動き

7月1日~7月31日届出分

## 人口と世帯

|     |                |
|-----|----------------|
| 人口  | 11,935 人 (+ 5) |
| 男   | 5,709 人 (+ 3)  |
| 女   | 6,226 人 (+ 2)  |
| 世帯  | 3,874 (+ 2)    |
| ( ) | は前月との増減        |

おめでとうございます

# 出生

| おなまえ | 性別 | 保護者 | 行政区 |
|------|----|-----|-----|
| 小幡直斗 | 男  | 弘之  | 下旦五 |
| 玉井愛弥 | 女  | 祐次  | 奥郷  |
| 左藤優弥 | 男  | 博文  | 後河内 |
| 清竹雄大 | 男  | 貴志  | 寺床  |

先月号に準付しました  
ついでに、お祝い申し上げます。ベビーで、  
南田地区農協本村の  
木付農産物を本村農協と  
連携して販売してしま  
いました。本付農協は  
びん関係のみなさま  
にはご連絡をおかけし  
大歓迎し歓迎します。  
訂正してお届けします。  
（名）木付 寛

大分県民芸術文化祭オープニングステージ  
「中世府内物語」観覧券募集  
日時：9月29日(日) 13:30  
場所：大分県立総合文化センター  
グランシアタ  
入場は無料ですが、整理券が必要です。  
整理券は、往復がき住所・氏名・  
電話番号を記入の上、郵送で申し込んで  
ください。(一枚2名まで入場可)  
応募締切は、9月13日(日)消印有効。  
申込先：〒870-0185 01  
大分市大手町3の1  
大分県文化振興課内  
県民芸術文化振興実行委員会事務局  
☎097-536-1111  
内線2055・2056

**観光インフォメーション**  
**来ちよくれ**  
**見ちよくれ**

九重町観光協会(役場商工観光課内)  
☎3150 FAX⑥2247  
九重ふるさと館観光案内所  
☎3510 FAX③5511  
くじゅう飯田高原観光案内所  
☎2381 FAX⑨2381

九重町観光協会(役場商工観光課内)  
☎3150 FAX⑥2247  
九重ふるさと館観光案内所  
☎3510 FAX③5511  
くじゅう飯田高原観光案内所  
☎2381 FAX⑨2381

白鳥神社祭り 9月17日~19日  
田野神社の披露外  
防湯温泉観月祭 9月20日  
中秋の名月を鑑賞

九重町観光協会(役場商工観光課内)  
☎3150 FAX⑥2247  
九重ふるさと館観光案内所  
☎3510 FAX③5511  
くじゅう飯田高原観光案内所  
☎2381 FAX⑨2381

九重町ホームページアドレス(URL) <http://www.coara.or.jp/~kokonoe>

## 町長と語る ふれあいタイム

### 9月のお知らせ

9月 14日  
(第2土曜日)

午前10時から午後4時まで。  
九重町役場で行います。  
お気軽においでください。



## 編集後記

◆広報紙づくりの研修に行ってきた。早く帰って広報紙を作りたい。なる、そんな気持ちになる。研修で、た。とても充実した内容でした。もちろ、これからの広報紙に活かします。まずは、文字だけでなく、もつとビジュアル(視覚)に力を入れたらいいかなあ、と感じました。◆先月、今月と続けて住民参加の特集を組みました。初めての編集のテーマとしては、壮大で、かなりてこがたかったです。どこまでとらえることができたか、みなさんの反応が怖い気もします。まずは、取材に快く協力してくれたみなさん、ありがとうございます。◆この数年、住民参加というのは、関心のあるテーマでした。自分なりに勉強はしてきましたが、広報担当になり、取材を経験するうちに、住民参加の特集をしてみたいなあ、と考えるようになりました。地道な活動やイベントを自主的に取り組んでいる人の話を取材で聞くことがよくあります。「まずは自分たちで楽しむことがモットーです」とみなさん笑いますが、どんなに小さなイベントでもお誘いさんは来てくれるだろう、探偵はとれるだろうかと西遊記ばかりです。いっやんや地道な活動を、です。しかし、話を聞いていくうちにイベント(または地道な活動)そのものだけでなく、そのまわり、地域を良くしていきたいという気持ちも伝わってきます。これもすばらしい住民参加だと思います。この間に住民参加が、進んでいるのかなあ。(竹馬)

町の面積 271.41km<sup>2</sup> / 町の木 くぬぎ 花 ミヤマキリシマ 鳥 カッコウ

資源保護のため広報ここのえは古紙配合率100%の再生紙を使用しています。R100